

平成 24 年第 3 回定例会

# 朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 24 年 9 月 6 日 開会

平成 24 年 9 月 21 日 閉会

朝 日 村 議 会

## 平成24年第3回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月6日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第48号から議案第59号までの上程	6
○議案提案説明	7
○決算書説明	13
○健全化判断比率等報告	20
○決算審査報告	21
○議案内容説明	24
○散 会	25
○署名議員	27

### 第 2 号 (9月19日)

○議事日程	29
○出席議員	29
○欠席議員	29

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○事務局職員出席者	29
○開 議	30
○議事日程の報告	30
○会議録署名議員の指名	30
○諸般の報告	30
○一般質問	30
三 村 清 君	31
斉 藤 勝 則 君	39
高 橋 廣 美 君	55
塩 原 正 由 君	61
武 田 栄 市 君	69
塩 原 龍 三 君	76
塩 原 操 君	78
林 邦 宏 君	84
○散 会	91
○署名議員	93

### 第 3 号 (9月21日)

○議事日程	95
○出席議員	95
○欠席議員	95
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	96
○事務局職員出席者	96
○開 議	97
○議事日程の報告	97
○会議録署名議員の指名	97
○諸般の報告	97
○常任委員長の報告	98
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	99

○議案第48号から議案第59号までの質疑、討論、採決	101
○追加議案 発議第5号から発議第7号までの上程	106
○議案提案説明	106
○発議第5号から発議第7号までの質疑、討論、採決	107
○議員派遣の件について	108
○閉会中の継続調査の申し出について	109
○村長あいさつ	109
○閉 会	110
○署名議員	111

平成24年朝日村告示第80号

平成24年第3回朝日村議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月31日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成24年9月6日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

不応招議員（なし）

平成24年第3回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成24年9月6日(木) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第48号 松本広域連合規約の変更について

第 6 議案第49号 平成23年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

第 7 議案第50号 平成23年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 8 議案第51号 平成23年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 9 議案第52号 平成23年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第10 議案第53号 平成23年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

第11 議案第54号 平成23年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議案第55号 平成23年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議案第56号 平成23年度塩尻・朝日衛生施設組一般会計歳入歳出決算認定について

第14 議案第57号 平成24年度朝日村一般会計補正予算(第2号)について

第15 議案第58号 平成24年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第16 議案第59号 平成24年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第17 議案提案説明

第18 健全化判断比率等報告

第19 決算審査報告

第20 議案内容説明

---

出席議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	下田幸子君
総務課長兼 会計管理者	柳沢正喜君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	塩原忠男君	会計課長	筒井貞子君
教育次長	高山義教君	総務課 課長補佐	上條晴彦君
代表監査委員	栗津原一芳君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君



開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

ただいまから平成24年第3回朝日村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により

3番 塩原龍三君

5番 塩原操君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（上條俊策君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月21日までの16日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果及び例月出納検査結果報告が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎請願・陳情の報告

○議長（上條俊策君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

---

#### ◎議案第48号から議案第59号までの上程

○議長（上條俊策君） この際、日程第5、議案第48号から日程第16、議案第59号までの議案を一括上程します。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

---

## ◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第17、ただいま提出されました議案について、提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成24年朝日村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、長野地方気象台の発表によりますと、松本測候所の本年夏、6月から8月になりますが、この天候、気温につきまして、3カ月平均は、明治31年の観測以来7番目の高温でございました。そのうち、8月の1カ月の平均気温25.9度は、観測以来3番目の高温を記録いたしております。

特に、7月中旬以降は高温が続きまして、30度以上の真夏日が45日間、35度以上の猛暑日は5日を記録いたしております。通年では残暑と言われております8月に、真夏日、猛暑日となった年となりました。

この時期の当朝日農業は、秋野菜の植えつけ期でございまして、昭和50年に開始をされました梓川ダムからの古見原、西洗馬原への灌水施設は、近年の温暖化、猛暑にもかかわらず、農家の皆さんが計画的に作業ができますことに、また、このような本年のような年は、鎖川水位の低下によりまして、水田では、出穂期の水が必要な時期に、下流の今井地区との水利権によるトラブルが、ことしもなく進展できますことは、まさに、梓川水系による中信平地改良連合で取り組まれました先人の皆さんに、感謝の念を忘れてはならないものでございます。

このように暑さ厳しい環境で、国内では熱中症による患者、死亡者が報道をされておりますが、松本広域消防局管内では、熱中症による救急搬送が135件ということでございます。当朝日村では、1件の事例でございまして、村民の皆様への健康に対する意識と心得が備わっていることに、敬意を表するものでございます。

それでは、この際、当面をしております懸案事項等について、若干申し上げます。

まず初めに、農業立村としての朝日村農業についてでございます。

去る7月27日のJA松本ハイランド朝日支所、秋野菜生産販売対策会議で、本年度前半の野菜等の販売実績は、対前年比、数量では109%、販売価格では107%と前年実績を上回っております。これから始まります秋野菜の生産販売に期待をするところでございます。

また、この会議に先立ちまして、JAの役員の皆様と四国の取引市場に伺いまして、意見交換をする機会を得ました。中には厳しいご意見をいただきましたが、視察をしました7つの市場の皆さんの感触は、総じて、中高冷地の朝日村産、信濃朝日の新鮮な野菜類が、安定的に供給をされるよう期待されていることが実感できました。

そこで、昨年の福島第一原発事故によります放射性物質等の拡散に伴います食品の安全性につきましては、県による測定を実施しまして、土壌、土、作物、廃棄物等からの放射性物質は検出されておられませんので、村民の皆様には安心していただけるものととらえております。

なお、9月に入りまして水稻の稲作の収穫期となりますが、去る9月3日に村内の水田、圃場から抽出採種を行いまして、現在、放射性物質の検査中でありまして、近々に結果の公表がされますので、早場米の生産者の皆様には、検査結果が発表されるまで、出荷の自粛をお願いするものでございます。

次に、去る9月2日（日）に実施をしました朝日村地震総合防災訓練についてでございます。

本年は、主会場を入二区で、山形消防署の協力をいただき、全分団参加と入二防災会の皆さんの参加によりまして、スキー場周辺を会場として訓練を行いました。副主会場は針尾防災会で、ここは県の危機管理防災課職員の指導によります避難所運営訓練を行いました。古見防災会では、昨年度から取り組みました土砂災害防災訓練、講習会を、松本建設事務所職員により行うことができました。西洗馬、小野沢それぞれの防災会につきましては、従来からの避難訓練を初め、初期消火訓練を実施することができました。

そのほか、本年は、新規訓練としまして、開業医の三村先生のご協力をいただきまして、保健師及び担当職員によります医療救護訓練を実施したところでございます。

本年度の訓練参加者は、総数で1,011人でありまして、昨年からの参加者の増加が見られるところでございます。このことは、防災意識の高揚が図られているというように理解ができて、ありがたく敬意を表するところでございます。

訓練では、特に、主会場の入二区では、消防団の放水訓練が可搬ポンプから可搬ポンプへ直結した遠距離中継訓練が効果を発揮したこと、また、古見防災会では、昨年5月29日に発生しました古川寺奥山の土砂崩落によりまして、地域の皆さんに土砂災害に対する意識、理解が一層深まったことは、日常のチェック態勢や非常時における近隣の皆さんとの助け合い対応について、再確認がされたところでございます。

これらを踏まえまして、非常時に備えた安全で安心な村づくりをさらに進めてまいり所存でございます。

次に、保育所についてでございます。

昨年11月から保育所のあり方検討委員会で、5回にわたり研究、検討がされ、去る7月27日に今後のあり方について答申がされました。これを受けまして、8月の保育所運営協議会で答申が了承をされたところでございます。先般この、答申内容を議員の皆様にご説明を申し上げたところでございます。村民の皆様には、来る11日に区長会、地区長会を合同で開催しまして、ここで説明を行い、各地区常会に諮っていただく予定でございます。

そこで、保育所の答申内容につきましては、現在は2園の運営でございますが、ますます進行します少子社会を迎え、また、核家族化が進行するこの社会現象は、未満児保育の希望が増加している実情等を踏まえ、保育需要に対応した施設整備を図る必要があるとされまして、保護者等のアンケート結果を含め、新築一園化をできるだけ早期に実現することが答申をされました。

今後につきましては、各地区常会等でご理解いただければ、新築一園化への取り組みをできるだけ早く進めてまいり所存でございます。

しかしながら、現在、国が進めております保育園と幼稚園の制度を一元化した認定子ども園構想の動向や、税と福祉の一体改革の流れを注視して取り組む所存でございます。

次に、鉢盛登山道についてでございます。

平成18年に、林道鉢盛山線の岳沢先線に亀裂が入りまして、その後一部崩落しましたので、それ以来、林道を通行止めとしております。このことに関しましては、幾度となく議員の皆様からご質問をいただいておりますが、本年3月議会で申し上げましたとおり、野俣沢につきましては、非常に数多くの山林崩落箇所がありまして、中でも岳沢の崩落箇所が甚大となっております。県が昨年度から5カ年計画で山腹工事に着手したところでございます。

これによりまして、林道鉢盛山線は引き続き通行不可能となりますことから、本年度、村民の皆様等によるボランティアのご協力をいただき、小滝沢手前から鉢盛山とハト峯を結ぶ尾根に向かい、仮設の登山ルート作業を進めておりまして、これも近いうちに開設の運びとなりました。

ボランティアで参加されました延べ50人に及ぶ皆様を初め、関係されました方々に改めて感謝を申し上げますところでございます。

おかげさまで、7年ぶりに村のシンボルでございます鉢盛山に登山ができることとなりま

した。

次に、イベントについてでございます。

去る8月19日にプライムスキー場で開催されました信州フォークフェスタにつきましては、天候に恵まれ、9組のアーティストの出演と地元朝日村の2つのグループが前座で出演をしまして、午前11時半から夜8時まで開演をされました。全国的に猛暑が続きましたこの時期に、野外コンサートは、出演者にも鑑賞者にも清涼感を与え、改めて、当朝日村スキー場での野外コンサートのよさ、評価が高まったところでございます。当日は、1,100人の入場者がありましたが、出演者の関係や初の試みということで、主催者の実行委員会では厳しい台所事情のようでございますが、過日、実行委員長さんをごあいさつに来庁されまして、本年を反省に、来年度も開催したいとのことございました。

村としましては、このように大きなイベントが民間活力で開催されることの意義、効果を評価できますので、次年度の開催に際しましては、協力依頼状況により、議会に相談をしまして協力をしてまいる所存でございます。私としましては、夏のフェスティバルとして定着できれば、当朝日村のために大変すばらしいことととらえております。

そのほか、村内に移住をされました工芸家の皆さんがグループをつくりまして、製作体験や作品を販売します工房マルシェの市が定期的で開催されるようになりました。この自主的な催しは、朝日村のよさを、魅力を発信する機会になりまして、心から敬意を表するとともに、一人でも多くの理解者、協力者がふえることを願うものでございます。

また、本年は、村民有志で結成されましたフロンティア朝日、生きがいの会の皆さんが、山里の遊休農地を利用して、野生動物に荒らされない作物づくりに挑戦をされておりますことに拍手を送るものでございます。

これらの取り組みにつきましては、まさに、自分の住んでいる朝日村を少しでも住みよい夢のある村づくりに、自主的に汗を流している方々でございまして、村民の皆様には、おっくうがらずに興味のある活動に積極的に参加をされ、活動の輪が広がることに期待をするものでございます。

次に、来る11月13日（火）には、当村出身の大学生、伊東達也さんの卒業記念コンサートを鉢盛中学校体育館で開催することになりました。伊東さんは、現在、東京芸術大学声楽科4年生で、声楽の分野で勉強をされておまして、このたび母校鉢盛中学校で後輩のためにコンサートを開くものでございます。当日は、入場無料で中学生の皆さんはもちろんのこと、一般の方の入場もできますので、大勢の皆さんが鑑賞されますようご案内をするところ

でございます。

なお、経費につきましては、今回補正予算をお願いをしているところでございます。

次に、財政の健全化についてでございます。

私は、朝日村が朝日村として持続していくために、また、村民の皆様が安心して暮らせる村づくりのために、財政の健全化・安定化は極めて重要な課題として取り組んでまいりました。

今定例会は、前年度、平成23年度の決算認定議会でもありますので、国が示します自治体の健全化指標、いわゆる4つの項目につきまして申し上げたいと思います。

まず、借金の返済比率をあらわします実質公債費比率につきましては、昨年度より0.1ポイント上昇しまして13%で、次に将来負担比率につきましては、昨年度16.3%でありましたが、本年度は該当なしとなりました。そのほか、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年同様、該当なしとなっております。この実質公債費比率は、県内77市町村の中位に位置づけております。

そこで、財政運営で重要なことは経常収支比率でございまして、75.2%で、前年度より1.9ポイント上昇しましたが、弾力性のある財政構造となっております、このことが、村独自の事業に取り組める裏づけでございます。当村の経常収支比率は、県内市町村では、前年同様、上位にランクされているものでございます。

また、村の借金であります村債と、これに将来にわたりまして負担が義務づけられております債務負担行為を合わせました借金の合計は、就任時90億円でしたが、平成23年度決算では60億円となりまして、借金、いわゆる起債の金利が高い物件を積極的に繰上償還をしまして、30億円を減額することができました。

そして、貯金に当たります積立金につきましては、就任時9億円でしたが、この平成23年度決算では21億円となりまして、就任以来12億円の積み立て、いわゆる貯金をすることができました。

このことが、今後の課題となっております保育園、役場庁舎、かたくりの里等の新築、改造等の原資となるものでございます。

このように、借金、いわゆる起債を積極的に減少することは、人口減少時代を迎え、ツケを次の時代に引き継がない、また、役場等大型投資も次代に大型の負担をかけないことが、私に与えられた責務としてとらえております。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本日、提案いたしました議案は、条例 1 件、決算 8 件、予算 3 件の計12件でございます。

まず、条例につきましては、松本広域連合組合規約の一部改正でございまして、事務所を、今まで松本市庁舎にありましたが、今度、旧波田町役場に移行するものでございます。

次に、議案第49号から議案第55号の平成23年度の決算について申し上げます。

平成23年度の一般会計と 7 つの特別会計を合わせました決算総額は、歳入が48億4,167万円、歳出が46億8,281万円、また、翌年度へ繰り越します財源を差し引きました実質収支は1億5,874万円で、それぞれの会計で黒字決算となっております。

このうち、一般会計につきましては、歳入が31億7,724万円、歳出が30億682万円となりました。

これにより、形式収支は1億903万円でございまして、翌年度への繰越事業の財源を差し引きます実質収支は1億891万円の黒字決算となっております。

特別会計のうち、議案第56号の塩尻・朝日衛生施設組合決算につきましては、本年4月から構成市村の変更に伴い、本年3月末に解散をしました塩尻・朝日衛生施設組合の決算認定を、法の定めるところによりまして議会に諮るものでございます。

なお、特別会計でも、全7会計で黒字もしくは収支均衡の決算となっております。

それでは、昨年度一般会計で取り組みました主な事業につきまして、若干申し上げます。

まず、人口確保対策の一環としまして取り組んでいる空き家活用事業は、2年目を迎えて、平成23年度の成立件数が5件でございまして、改修費等の補助金584万円を交付し、18人が新たな村民として転入をしております。

公共交通のバス対策につきましては、昨年度、実証運行最後の年度で、村営バスの新車両購入に1,900万円を投入しまして、利用者の皆様に親しみやすく使いやすい定期バスとして整備をいたしました。

自然エネルギー活用事業につきましては、各家庭の太陽光発電システム補助事業として26件の申請を受けまして、484万円を補助金として交付しまして、村民の皆様の要望にこたえることができいております。

鳥獣被害防止対策では、5,100万円の事業費で被害防止さくを3キロにわたり設置をいたしまして、これによりまして、全体計画の約30%を完了いたしております。

道路事業では、小野沢幹1号線、いわゆる堤防道路の未改良部分54メートルにつきまして、4,800万円の事業で拡幅改良をしております。

公共施設の関係では、わくわく館続きの浴室とボイラー室を2,400万円の事業で、いきな



サロンの皆さんのくつろぎの部屋と倉庫に改修をいたしまして、より使いやすい施設といたしております。

また、歴史民俗資料館の外壁改修工事に1,100万円を投入しているところでございます。

次に、特別会計の中で主な事業を申し上げます。

簡易水道特別会計では、10年間の計画をつくりまして、水道整備事業を見直しているところでございますが、良質で安心な給水を目的に、大尾沢浄水場に濁度計の設置と原水遮断弁設置工事に6,700万円を投入してございます。大尾沢のおいしい原水を100%給水することができるようになったところでございました。

また、あさひプライムスキー場特別会計では、辺地対策事業によりまして、人工降雪機に2億5,500万円を投入し、最新鋭のスノーマシン20基を固定式に、1基を移動式とした整備を行っております。

これによりまして、スキー場は例年よりも約20日間早いオープンとなりまして、また、同時に雪質も大変よく、年末年始は30%増の利用がありまして、利用者からは好評をいただくことができました。

次に、平成24年度、本年度の一般会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

一般会計につきましては、既定の予算の総額に2,800万円を追加しまして、予算総額を23億3,100万円とするものでございます。

この中の歳出の主なものは、感染症対策費ポリオワクチン接種方法の変更に伴いまして100万円、大石原水路改修工事に360万円、小学校の太陽光発電設備工事に350万円、スケートリンクの改修に800万円を投入するものが主なものでございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、決算につきましては会計課長から、条例、予算等につきましては担当課長及び担当者に補足説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

### ◎決算書説明

○議長（上條俊策君）　ここで筒井会計課長から決算書の説明があります。

筒井会計課長。

〔会計課長 筒井貞子君登壇〕

○会計課長（筒井貞子君） それでは、ご指名をいただきましたので、私のほうから一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

最初に、決算の概要でございますが、平成23年度におきましては、前年度に引き続き、国の経済対策への取り組み、起債の有効活用等、財源確保を図り、第5次総合計画の着実な推進を図るために、行政改革プランに基づき行政改革を推進し、スリムで効率的かつ効果的な執行に努めてまいりました。

起債の繰上償還を行い、また、特別会計を含む基金は、5億6,667万円余りを新たに積み立てることができました。

また、滞納対策では、収納対策プロジェクトチームにより、さらに収納強化を図ってまいりました。その結果、特別会計を含む収納率は、現年度では99.7%、0.1%の増、過年度では37.2%、3.8%の増となりました。

23年度も前年同様、健全財政を維持することができたと思います。

それでは、決算書の添付資料の決算明細書により説明申し上げますので、お願いいたします。

8-2ページをお開きください。

一般会計・特別会計の歳入歳出決算総括表でございますけれども、先ほど、村長から一般会計並びに特別会計を含む総決算額について報告がありましたので、ごらんいただきまして説明は省略し、私のほうからは8-7ページからお願いいたします。

一般会計の款別決算額でございます。

詳細につきましては、次のページで申し上げます。

不納欠損額の欄をごらんいただきたいと思いますが、これは地方税法の規定に基づくもので、総額では84万3,096円で、前年度とほぼ同額でございます。

村税では83万7,196円で、内訳は村民税が20万円、固定資産税が61万円等となっております。

使用料及び手数料では、督促手数料の5,900円です。

未収入額では、総額で3,760万4,985円です。

村税では418万2,985円、前年度より42万円減少しております。

使用料及び手数料は44万2,000円で、村営住宅使用料が41万円余りでございます。

県支出金は、農道農業体質強化基盤整備事業1,848万円が繰越事業となっております、村債は

この事業に伴う補正予算債1,450万円が繰り越しとなっております。

続きまして、8-8ページをごらんください。

歳入の主なものを説明させていただきます。

23年度決算額、比較、対前年比、比較の内容の順で申し上げますのでお願いいたします。

1款の村税は6億4,292万9,000円で、123万1,000円、0.2%の増でございます。

個人村民税は、農業所得が前年度より回復したため1,200万円の増、法人税は、新たな企業の進出によりまして800万円の増となりましたが、固定資産税は、前年度には村内企業の大規模資産の更新がありまして、2,000万円の減額となりました。

村税全体の徴収率は、現年度分では99.7%で、前年と同率、滞納繰越分では34.5%で、3.8%の減となりました。

9款の地方交付税ですけれども14億7,127万5,000円で、535万2,000円、0.4%の増でございます。

普通交付税では3,308万円の減となりましたが、特別交付税は3,843万円余りの増となりました。

12款の使用料及び手数料は1,670万5,000円で、2,681万1,000円、61.6%の減でございます。

有線テレビ事業がテレビ松本へ移行されたことによる2,500万円の減、また、村営住宅使用料は、入居世帯や所得の減によりまして120万円の減となりました。

13款の国庫支出金は1億4,751万7,000円で、1億670万2,000円、42%の減でございます。

道路改良工事や保育園、小学校、中央公民館など、公共施設改修工事等の地域活性化・経済危機対策交付金やきめ細やかな臨時交付金の大幅な減によるものでございます。

主な収入は、子ども手当の負担金や小野沢幹1号線道路改修工事の社会資本整備総合交付金でございます。

14款の県支出金は1億4,959万9,000円で、1,108万7,000円、6.9%の減でございます。道路証明工事や多目的研修集会施設改修工事等のグリーンニューディール基金事業補助金の減によるものでございます。

主な収入は、繰越事業であります子育て支援センター改修工事等のきめ細やかな交付金や歴史民族資料館外壁工事等の住民に光をそそぐ交付金でございます。

15款の財産収入は2億1,547万9,000円で、2億955万2,000円、3,535.5%の大幅な増でございます。原新田工業団地の土地売り払い収入が2億1,165万円余りあったことによるもの

でございます。

16款の寄付金は1,066万2,000円で、3,904万8,000円、78.6%の減で、松本広域土木振興会寄附金4,750万円の減によるものでございます。

17款の繰入金は982万7,000円で、794万6,000円、422.4%の増でございます。

デジタルチューナの設置のため、情報連絡施設事業運営基金817万円、そのほか3基金を繰り入れしたものでございます。

19款の諸収入は7,705万6,000円で、1,961万2,000円、34.1%の増で、朝日村地域交通協議会負担金1,287万円の増によるものでございます。

20款の村債は1億6,260万円で、3,320万円、17%の減でございます。

臨時財政対策債では5,060万円の減となりましたけれども、一般補助施設等整備事業債は900万円の増でございます。

続きまして、8-12ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

1款の議会費は5,857万3,000円で、1,386万3,000円で31%の増、議員共済制度廃止に伴う共済費の増でございます。

2款の総務費は5億386万円で、5,729万1,000円、12.8%の増でございます。

22年度繰越事業の幹線道路照明や外灯の省エネタイプの切りかえ工事等で3,340万円の減、有線テレビ事業を23年7月にテレビ松本に移行したことにより、運営支援業務委託料や人件費で1,900万円の減となりましたけれども、庁舎建設基金から一般会計への繰りかえ運用償還金が9,191万円の増、また、デマンドタクシー及び村営バス広丘線の運行費用としての朝日村地域交通協議会負担金の744万円の増によりまして、結果として増額となりました。

平成14年度から始められた繰りかえ運用は、23年度で解消されております。

3款の民生費は5億4,604万8,000円で、2,649万7,000円、5.1%の増でございます。繰越事業の子育て支援センター改修工事2,467万円、子ども手当870万円の増でございます。

4款の衛生費は1億3,727万3,000円で、1,319万7,000円、10.6%の増でございます。

簡易水道特別会計への繰出金1,300万円、それから子宮頸がん予防接種対象者拡大等に伴う接種委託料が758万円、また、前年度から実施しております新エネルギー普及促進事業の太陽光発電システム設置補助金309万円が、それぞれ増加しております。

6款の農林水産業費では2億6,910万1,000円で、1億4,235万9,000円、34.6%の減でございます。

鳥獣被害防止対策協議会補助金2,730万円、繰越事業の農業活性化緊急基盤整備工事で2,000万円が増加となりましたけれども、非補助土地改良事業並びに県営畑総第2次農道舗装事業の繰上償還金1億3,630万円の減、それから繰越事業の多目的研修集会施設改修工事費6,354万円などの減によりまして、結果として大幅な減額になりました。

7款の商工費は5,194万8,000円で、2億633万2,000円、79.9%の減で、原新田工業団地造成事業の1億9,517万円の減によるものでございます。

10款の教育費は2億5,512万5,000円で、1,970万5,000円、7.2%の減でございます。

繰越事業の歴史民俗資料館改修工事1,126万円が増加となりましたけれども、前年度において実施しました小学校給食室などの改修工事1,370万円及び繰越事業の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金で実施しました灯油配管工事舗装工事等2,130万円の減によりまして、結果として減額になりました。

12款の公債費は3億8,406万9,000円で、3,372万7,000円、9.6%の増でございます。元利償還金は5,520万円の減でございますが、8,895万円余りの繰上償還をしたことにより、増加しております。

13款の支出金は4億2,501万7,000円で、2億8,761万2,000円、209.3%の増でございます。

工業団地の売却収入もありまして、財政調整基金が2億9,397万円余りの増となったことによるものでございます。

次に、特別会計でございます。

9-1ページをお開きください。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額は4億2,831万7,710円、565万4,470円、1.3%の減、歳出総額が4億369万2,507円で、1,416万278円、3.4%の減でございます。

歳入歳出差引額は2,462万5,203円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、1款の国保税で、収入済額は1億2,880万1,470円で、957万円、8%の増です。主な要因は、農業所得の増でございます。

加入世帯は、24年3月末で703世帯、被保険者数は349人で微増でございます。

不納欠損額は3万6,000円、収入未済額は531万6,420円で、160万円余りの減です。

徴収率は全体で96.0%、2.3%の増でございます。

6款の前期高齢者交付金は9,764万1,982円で、2,353万円の増となりました。

9款の繰入金は2,984万5,139円で、一般会計からのルール分は減となりましたが、財政

調整基金1,500万円を繰り入れたことによりまして、1,410万円の増となりました。

9-2 ページ、歳出をごらんください。

歳出の主なものは、2 款の保険給付費で2 億6,282万2,628円で、1,143万円、4.2%の減です。1人当たりの医療費は、県下で大変低い位置にあります。

療養給付費は、一般被保険者分では1,308万円減となりましたが、退職被保険者分は466万円の増です。

3 款の後期高齢者支援金は5,974万380円で、505万円の増です。75歳以上の高齢者がふえ、年々医療費が増加しております。今後、国保特別会計に与える影響は大きいと思われま

す。続きまして、10-1 ページをお開きください。

介護保険特別会計でございます。

歳入総額は3 億9,628万7,620円で、2,723万円、7.4%の増、歳出総額が3 億8,417万6,702円で、3,178万円、9%の増でございます。

歳入歳出差引額は1,494万5,298円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、1 款の介護保険料で6,333万100円、1,136万円、1.8%の増となりました。65歳以上の被保険者数は、23年度末では1,299人で20人の増でございます。

収入未済額は9 万8,000円、徴収率は全体では99.8%で、昨年と同率でございます。

また、保険給付費の増加に伴いまして、ルール分としての国・県の負担金、支払基金交付金、一般会計の繰入金が増加しております。

歳出の主なものは、2 款の保険給付費で3 億6,717万3,266円で、3,047万円、9%の増となりました。要因は、要介護認定者の増加、重度化したこと等による通所介護や短期入所利用者の増、また、23年4月に村内に開所したグループホームへの入所等によるものでございます。

給付費は、年々増加しております。23年度には介護保険計画の見直しを行い、24年度から保険料が引き上げられております。

次に、11-1 ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額は3,854万8,956円、1,949万円、5.3%の増、歳出総額が3,802万6,973円で、262万円、7.4%の増でございます。

歳入歳出差引額は80万9,027円で、実質収支額は同額でございます。

歳入では、保険料は2,660万6,600円で、農業所得の増、また低所得者に対する軽減分が

減ったことによりまして、276万円の増となりました。

徴収率は、前年度と同様、100%でございます。

被保険者数は、24年3月末で760人となり、わずかにふえております。

歳出では、2款の広域連合納付金3,742万7,104円で、269万円の増となりました。

次に、12-1ページをお開きください。

簡易水道特別会計でございます。

歳入総額は1億9,326万8,763円で、7,708万円、66.3%の増、歳出総額が1億8,607万3,017円で、7,487万円、67.3%の増となりました。

歳入歳出差引額は719万5,746円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、2款の使用料及び手数料で7,991万3,680円で、59万円、0.7%の減です。

不納欠損額は1万2,800円、未収入額は38万5,470円、徴収率は、全体では99.5%で、0.1%の増でございます。

5款の繰入金は4,009万円で、1,302万円の増。

8款の村債は4,780万円で、4,370万円の増となりましたけれども、統合簡易水道事業施工によるものでございまして、この事業は、23年度から10年計画で実施されることとなっております。

歳出の主なものは、2款の建設改良費で7,038万8,640円で、大尾沢浄水場機械設備の増設等工事によりまして、6,891万円の大幅な増となりました。

これによりまして、大尾沢の良質な水を給水でき、100%村内に供給することが可能となりました。

4款の公債費は6,886万7,313円で、平成17年に借り入れた起債の元利償還の開始により、570万円の増となりました。

次に、13-1ページをお開きください。

下水道特別会計でございます。

歳入総額は3億3,539万9,154円、1,146万9,808円、3.3%の減、歳出総額が3億3,012万2,106円、1,259万2,209円、3.7%の減でございます。

歳入歳出差引額は527万7,240円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、2款の使用料及び手数料で9,908万8,161円、128万円の減でございます。

不納欠損額は1万4,960円、収入未済額は189万5,290円で、70万円の減となりました。

徴収率は、全体では98.1%、0.7%の増でございます。

5款の繰入金金は2億3,040万円で、起債償還金800万円の増でございます。

歳出の主なものは、1款の経営管理費で6,514万7,139円で、ピュアライン汚泥処理委託料等で155万円の減となりました。

3款の公債費は2億6,434万9,121円で、下水道事業債の返還で142万円の増となりました。

次に、14-1ページをお開きください。

あさひプライムスキー場事業特別会計でございます。

歳入総額は2億7,261万843円、2億4,559万5,093円の増、歳出総額が2億7,251万100円で、2億4,550万4,051円の増で、歳入歳出ともに909.1%の増でございます。

歳入歳出差引額は10万743円で、実質収支額は同額でございます。

指定管理を導入して4年目となりました。

歳入の主なものは、3款の繰入金で1,400万1,000円、リフト修繕費の982万円の減でございます。

6款の村債は2億5,560万円で、80%の交付税措置がある辺地総合対策債を新たに借り入れたものでございます。

歳出の主なものは、1款の事業費2億5,927万2,760円で、21台の新型人工降雪機設置工事により、2億5,500万円の増となりました。

新たな人工降雪機の導入に伴いまして早期のオープンができ、入場者が増加しました。

今後の運営につき、投資的効果を期待するものでございます。

以上で、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

---

### ◎健全化判断比率等報告

○議長（上條俊策君） 日程第18、ここで財政の健全化判断比率等について、柳沢総務課長から報告があります。

柳沢総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） それでは、お手元の議案書でございます。



終わりのほうに、決算審査報告書が監査委員から出ております。その前のページをお開き願いたいと思います。よろしいですか。

それでは、平成23年度決算に基づく健全化判断比率等の報告を行います。

算定比率の欄をごらんください。

これは数値でございますが、一般会計の関係で健全化判断比率という指標が4指標ございます。

実質赤字比率と連結実質赤字比率、これは数値が出ておりませんが、これは両方とも赤字額が生じなかったためでございます。

実質公債費比率13.0%、これは実質的な公債費、借金が財政に及ぼす負担をあらわす数値でございます。

将来負担比率、これは翌年度以降に負担が確定をしております債務の大きさを示す数値でございますが、これにつきましては、債務残高、借金の残高より基金残高が上回ったということで、比率の数値はございません。

右の公営企業会計の資金不足比率でございますが、それぞれ3会計、簡易水道、下水道、スキー場とも不足が生じなかったことによりまして、比率数値はございません。

その下の段、早期健全化基準と財政再生基準。これは、国の基準数値でございます。この数値を超えますと起債制限団体、あるいは財政再建団体となるというものでございますので、参考にさせていただきます。

以上でございます。

---

### ◎決算審査報告

○議長（上條俊策君） 日程第19、ここで議案第49号から議案第56号までの決算審査結果について監査委員の報告を求めます。

塩原龍三議員は監査委員席に移動願います。

栗津原代表監査委員をお願いします。

〔代表監査委員 栗津原一芳君登壇〕

○代表監査委員（栗津原一芳君） 平成23年度決算審査報告をいたします。

ただいま、上程されました平成23年度朝日村一般会計、朝日村国民健康保険特別会計ほか

5つの特別会計の各会計について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、決算及び基金の運営状況について、私と塩原監査委員の2名で、8月8日から8月24日までのうち、延べ6日間を審査期間として審査を行いました。

代表して私からご報告申し上げます。

審査に当たりましては、村長から審査に付されましたそれぞれの決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書が、それぞれの法令で定める様式を基準として作成されているか、計数は正確であるか、予算執行はその目的に沿って適正かつ効率的になされているか、財務に関する事務は関係法令を遵守し適正に執行されているか、各基金はその設置の目的に沿って適正かつ効率的に運用されているか等、各会計事務を所管する関係部署から説明を聴取するなどして検証いたしました。

その結果、決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも関係法令の定めるところにより作成されており、計数等につきましても、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。

財務に関する事務執行についても、その趣旨に沿って適正に執行され、かつその所期の目的に沿って適正に執行されたものと認めました。

また、各会計の決算の具体的な内容や計数につきましては、先ほど、会計課長より詳しい説明がございましたので、私から申し上げることは省略させていただきます。

最初に、一般会計について申し上げますと、歳入総額31億7,724万4,000円、歳出総額30億6,821万1,000円で、前年と比較すると歳入歳出ともに増額でありました。

実質収支は1億891万3,000円の黒字で、単年度収支は前年度と比べると2,667万7,000円減額し、1,508万7,000円の赤字となりましたが、実質単年度収支は4億9,697万6,000円で、前年度1億4,072万1,000円より大幅黒字となっております。

債務負担を含めた借金残高でございますが、最大でありました平成13年度の63億6,800万円から23年度末は22億2,000万円と42億4,800万円減少し、基金残高は、最少でありました平成19年度7億5,100万円から平成23年度末には21億2,400万円と、13億7,300万円増加いたしました。財務改革の成果が、如実にあらわれてきております。

全国的には、景気低迷のため税収が厳しい状況でありましたが、当村では、固定資産税が償却資産の減により減りましたが、住民税の増額により、前年度を上回る税収を確保できました。とりわけ、企業誘致による法人税が増額したことは明るい兆しであります。

普通会計の財政指数から申し上げますと、経常収支比率は75.2%で前年度比1.9%、実質

公債費比率は13.0%で、0.1%と多少ポイントが上がりましたが、議員共済制度廃止による共済費の増額やA Y T収入の減によるものと理由が明確であり、また、実質公債費比率も3カ年の平均値によるもので、来年度以降、下がる見通しであることを確認いたしました。将来負担比率は、前年度16.3%からなしということになりました。

いずれの数値も財政状況が大幅に改善され、健全性を示すものであります。財政運営の努力と成果を大いに認めるものであります。財政の弾力性が出てきたことで、村独自の施策を実施され、住民サービスのより一層の向上を願うものであります。

また、村税の未収金額は年々減少し、徴収率が上がり、徴収努力を認めます。

後で他の会計でも述べますが、全会計合計で、平成18年度の未収金は約3,000万円ほどございましたが、平成23年度末には約1,200万円となり、未収金は1,800万円余り減額となりました。課を超えた一体徴収の成果があらわれてきて、今後もたゆまない努力を求めるものでございます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計でございますが、いずれの会計も、村民の疾病予防活動、介護予防活動、生きがづくり活動に力を入れて、子供から高齢者まで幅広く、健康づくり推進に向けて力を入れていただきたいと願うものであります。一朝一夕に成果が出るものではありませんが、横断的に指導し、その成果が数値的に計れるよう、統計整理することを求めます。

簡易水道特別会計、下水道特別会計につきましては、決算内容及び予算執行状況についても、全般的に適正でありました。平成23年度より総合簡易水道事業が始まりましたが、大尾沢浄水場に濁度計設置等改良工事が行われ、大尾沢の良質でおいしい水を渇水期以外は100%村内に安定的に供給する体制になったことは、おいしい水朝日村として、大いに評価できるものであります。しかし、今後の投資額も多いことから、十分財政と協議して取り組むことを求めます。

現年度徴収率は、ともに99.9%となり、未収金額が減ってきておりますので、徴収努力を認めます。

次に、あさひプライムスキー場事業特別会計ですが、平成23年度は新たに人工降雪機を設置したことにより、今までで一番早くオープンすることができ、温暖化に左右されないスキー場開きとなり、入場者も、各地でのスキー場入場者減の報道とは異なり増加したことは、まことに喜ばしい結果となりました。今後も、指定管理者による運営が順調に行われ、安全管理の徹底と新企画による利用客増を期待するものです。

次に、平成23年度塩尻・朝日衛生施設組合一般会計決算についてでございます。

既に、ご承知のとおり、この一部組合は、昭和48年にごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務並びにごみ処理手数料の徴収に関する事務の共同処理を目的として、塩尻市及び朝日村を構成団体として設置されたものですが、さらに広域的なごみ等の共同処理を行うことを目的として、平成24年4月から松本市、塩尻市、山形村及び朝日村を構成団体とする松塩地区広域施設組合が発足することになり、平成24年3月31日をもって解散いたしました。

そのため、地方自治法第292条及び地方自治法施行令第5条第3項の規定の準用により、決算は一部事務組合の管理者であった塩尻市長が行い、各構成団体の監査委員の審査を経て、各構成団体の議会の承認に付すことと定められています。

そこで、今回の決算審査については、特例として塩尻市監査委員と朝日村監査委員が合同で、7月10日に実施し、報告するものであります。

解散するという特殊な年度ではありましたが、審査に付されました調書等は、いずれも法令により作成され、計数についても、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、誤りのないものと認め、決算内容及び予算執行状況も全般的に適正であると認めました。

以上、各会計の詳細は村長に提出し、お手元に配付してございます決算審査報告書をごらんいただきたいと思っております。

終わりに、村長初め全職員が一丸となって行財政改革に努められた結果、健全財政になったことはまことに喜ばしいことでございます。

今後、予定されております大型公共事業に取り組める財政状況になってまいりましたが、消費税アップや東日本大震災の影響や円高の進行など、景気の先行きはまだまだ予断を許さないものがあります。これからも、さまざまな工夫と戦略をもって行財政改革のさらなる推進に取り組んでいただくことをお願いし、決算審査の報告といたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原監査委員は自席にお戻り願います。

---

#### ◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第20、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時20分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 3時56分

○議長（上條俊策君） 引き続き、本会議を再開いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時56分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第3回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成24年9月19日(水) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

---

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	下田幸子君
総務課長兼 会計管理者	柳沢正喜君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	塩原忠男君	会計課長	筒井貞子君
教育次長	高山義教君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により

6番 林 邦 宏 議員

7番 三 村 清 議員

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、議長の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

---

◎一般質問



○議長（上條俊策君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。発言台にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が、答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら事務局よりリンでお知らせをいたします。

---

◇ 三 村 清 君

○議長（上條俊策君） 最初に、7番、三村 清君。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 7番、三村 清です。

私は、県道新田松本線、新田道路に街灯を設置する必要があるのではないかとこの観点から質問を申し上げたいと思います。

特に、私、鉢盛中学校のPTAから要望を受けまして、これを取り上げたわけですが、もう当局のほうにも当然この要望は行っていると思いますが、あの新田線、朝日橋から東電道路まで、朝日村の中ではめったにない、両側に歩道がついた立派な道路になっておりまして、めったにないといいますか、朝日村にはほかにないのではなかろうかと思うほどの立派な道路であります。ほかにないほどの、ほどといいますか、ほかにあるんですが、ここには街灯がないというような状況になっております。

鉢盛中学校のPTAの皆さんが、遅くまで部活動して帰ってくる。そうすると、あそこは非常に暗くなっているわけでございます。特に、よく有線放送で、クマの出没に気をつけろという話が時々流れるわけでございますが、あそこをどうやって気をつけて帰ってくるのか1点お聞きしたいと思うほど暗くなります。

特に、新田のお宮のところだけは街灯が1つついているわけでございますが、あとは全然ないというような状況になっておりまして、県道だから県に陳情してというような話でございますが、安心・安全な朝日村をつくる観点の上からも、どうしてもあそこに1つ街灯が必要だと思っておりますが、その点、村長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の県道新田松本線、新田の道路、いわゆる朝日橋から東電道路までの街灯の設置をということでございます。

この新田バイパスにつきましては、平成17年に道路が供用をされております。県は、道路の安全性を県の公安委員会と協議をしまして、道路照明につきましては、朝日橋北交差点と東電道路の交差点、2カ所に設置をされております。また、他の村道や農道との交差点は、交通量等の関係で設置されなかったと思われま。

そこで、議員ご指摘の鉢盛中生徒の通学路としての、また、村民の利用歩道としての街灯設置をということでございます。

この街灯につきましては、県は村が設置するというように指導されておりますが、歩道利用者の安全・安心を確保する上で、歩道を照らす防犯灯の必要性について、なぜ道路開設時の計画になかったのかどうか、私には理解できませんけれども、今、議員おっしゃりますように暗いことは事実でありますので、今後、設置について、財源を含めた検討し、計画をして取り組みたいと思っております。

なお、道路開設、いわゆる歩道開設のときに、電線の埋設工事等も行えば非常に安くできるんですが、新規につくるとなると、これも金額が普通の道路開設時よりも高くなりますので、そんなことも含めた検討してまいりたいと思っております。

なお、議員ご質問のPTAからの要望につきましては、私は承知しておりませんので、教育委員会から申し上げさせます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 教育委員会。

教育長。

〔教育長 下田幸子君登壇〕

○教育長（下田幸子君） PTAからの要望についてであります。中学校に問い合わせましたところ、支部懇談会において、節電や農作物の光害防止のための間引き点灯は通学路として危険なので、点灯してほしいとの要望が出されておるとのことでありました。

この件につきましては、現在、通学時間帯は車道全点灯となっております。なお、新田バイパスの街灯設置につきましては、三村議員が言われますように暗い場所であり、クマの出没の心配もされます。早速、中学校ともしっかり打ち合わせ、前向きに検討し進めまいりた

いと思います。

以上であります。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） おおむね前向きな考えをお聞きいたしまして、安心したわけですが、特に国・県、村もそうかもしれませんが、何か事件・事故がないとなかなか動かないというような行政が今、多々あるわけございまして、ぜひ、何もないうちにそういうものをお願いしたいというふうに表おります。

前向きとい話がありました、前向きということは検討するということですので、その結果をまた次回お聞きしたいと思いますけれども、ぜひ少しでも早く安全で安心な道路になるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村 清議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 2番目は、猟友会への手厚い優遇策をということでございしますが、猟友会に優遇策で予算をつけていることは私も知っているわけですが、これ表現がちょっと悪かったわけですが、猟友会へといいますか、猟友会の実際に活動している会員に対しての優遇という意味で申し上げたいと思います。

特に、鳥獣害問題につきましては、最後のほうで林議員のほうでも取り上げておりますので、余り具体的なことは言いませんが、特に私ども本郷のほう、また、西洗馬のほうにかけて非常に出ております。特に、私の本郷の地区では、毎日ほどというほどイノシシが出ておまして、このところちょっと影を潜めておるわけですが、この被害がなかなか大変なもので、田んぼから田畑すべてやられております。

猟友会の職員といいますか、会員の皆さんも来て、一生懸命やってくれているわけですが、この会員の皆さん、自分でほかに仕事を持って、そのほかにこのことをやっているわけございまして、特にこの皆さんがもっと意欲的に取り組めるような方策がないかなということで考えたわけですが、塩尻市のほうでは何か1頭とると8,000円くれるという話をお聞きいたしまして、今回、いや、8,000円なんて言わずに、1万円くらいやってもいい

じゃないかということで思ったわけですが、もしくは1万円やるといいますか、1頭当たりその方から1万円を買うというようなことでも結構だと思いますが、とにかく意欲的にその方たちが取り組めるような施策をしていく必要があるかと思っておりますので、その辺につきまして、村長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、三村議員の2問目の猟友会への手厚い優遇策をとということにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、猟友会に対しましては、村の農協から年35万円ずつ、計70万円が鳥獣被害対策の委託料としてお支払いをしております。ことしも、議員申されますように、かなりの鳥獣被害が出ておりますが、ことしはクマが3頭、イノシシが10頭、猿が2匹、今のところ捕獲をしております。例年に比べますと、クマの捕獲数はふえておりますが、総数的な数量は弱体化少ないかなというふうに思っております。ただし、ことしは山にえさが少なかったためか、クマの出没が例年になく多く、昼間の間にクマが民家に近づいて出没するなど、猟友会の皆様の出役日数がふえているのもことしの特徴でございます。

村としますと、現在進めております鳥獣侵入防止さく、フェンスでございますが、その延長を伸ばすことで猟友会の皆様の負担軽減を図っていきたく思っております。それまでの間、猟友会の皆様にはご苦勞をいただくところでございますが、現在の委託契約の中でお願いしていく考えでございます。

あと、それぞれの出役した日当等につきましては、猟友会の中でその委託料の中で決めていただければというふうに思っております。

また、わなの免許取得者をふやして被害対策というご意見が、質問文の中にございましたので、その点についても若干触れさせていただきます。

免許取得者に対しまして、村では補助を行っております。おかげさまで平成21年から昨年度まで、8名の方にわなの免許の取得をいただいております。ことしにつきましても、A Y Tの告知放送等で試験のご案内をしているところでございます。

わなの場合、特にくくりわなでございますが、イノシシの捕獲が主体となります。イノシシの性格は、大変用心深いということで、わなの捕獲もかなりの経験を要するというのが実態

でございます。新しく免許を取られた方にも、経験者からそのコツを教えていただきながら現在対応しているというところでございます。今後、成果が出ればということに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） わなのほうを落としてしまったわけですが、これもいろいろ皆さんの意見ですが、やはり各地区地区でそういう人たちを育てるという考え方も必要かなということで、わなのほうもちょっと取り上げたわけですが、また後ほど触れますが。

先ほど、70万円を出しているという話がありましたが、同じお金を出すにしても、出し方によって非常に効果が違うということを言いたいと思ったわけです。特に、このくらいな猟友会育成に出してもいいのではなかろうかと思いますが、ほとんどは大体一緒に一杯やったりすれば消えてしまうというようなお金だと思えます。

実際に受け持っている現場で、意欲的にその方が動いてもらうためには、猟友会へ出すというよりも、その人に対する報酬なり、その人が収入になるような形をとっていかなければなかなか意欲的な取り組みというものは難しいのではないかと。義務的に仕事をするよりも、意欲的に仕事をしたほうが効果が上がるということでありまして、その点について、もう少し出し方を、もしくはこれ以上に、70万円はそれでいいと思いますが、そのほかに、その方に対する報酬なり収入が入る道を開いていくべきではなかろうかと思えます。その点について、またもう1点お伺いしたいと思えますし。

特に、先ほどのわなの件ですが、やはり各地域地域でももう少し何とかしようという、意欲的な取り組みというものも必要ではなかろうかと思えます。特に、昔から農業委員だ、議会もそうですが、一緒になって、率先的にこれ取り組んでいかなきゃならないと思っております。私も来年は取得しようかなと考えておりますけれども、その地域が本当に被害になったら、自分たちでももう少しやろうという意欲というものを出していくべきではなかろうかと。その中で、そういう人たちを育てていく必要があるかと思ひまして取り上げたわけですが、その点について、2点についてまたお伺いしたいと思えます。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） まず1点目、塩尻市の例が出されましたが、塩尻市につきましては、市の鳥獣の被害対策の施策の仕方、個体数の調整をし、少しずつ減らしていきたいという仕方です。村はフェンスを張って、出没を減らしたいという、その違いで奨励金がある、なしがあるかというふうに思っております。

それからあと、出役した人につきましては、猟友会の中で決めをいただいていると思います。出役した日数に応じて日当が支払われていると思いますので、多分出られた方にはそれなりの配当があるかと思っております。

それから、地域で鳥獣被害の対策をしていく、これはやっぱりその考えが一番いいかと思っておりますので、そんな方向で進めていきたいというふうに思っておりますし、やっぱり自分のこととして地域の皆さんが考えていくことが一番大事ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 塩尻市と朝日とで全然考え方が違うんだという話がありましたが、これどちらかしかとれないという話ではないと思うんですね。要するに、個体数を減らす、来ないようにもする、両方をやっていくということが、より効果が上がるのではないかと。うちのほうは防いでいるから、個体数のほうは関係ないということではないと思うんです。朝日村でも個体数も減らしていくんだと、特にフェンスから中へ入っているやつはもう1頭も許さないぞというくらいの覚悟を持って取り組んでいくという必要があるかと思っております。

ただ入ってこなければいいということでは、なかなかフェンス、私も賛成して、これを推進してきた立場にあるわけですが、全部つながらないとなかなか効果が上がらないということでありまして、まだ途切れ途切れで、ほとんどといいますか、なかなか効果が見えてこないというような状況の中で、個体数の減少のほうも図っていく必要があるかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の、先ほど課長が答弁しました件は、今言ったように、方式が違うといいますか、取り組む過程が違うだけでありまして、決して個体を調整する、しないということじゃありません。私は前々から申し上げておりますが、今の現在の野放図にな

っているところはですね、野生動物が出て、そこへ猟友会の皆さんが行っても、もう既によそへ移動していて、いわゆる個体数の調整にはならない。でありますから、まず一番先は、里山整備したところにフェンスを張って、そしてそれだけでは、いつも申し上げておりますが、基本的な野生動物等の調整はできない。やはり、基本的には、全村にフェンスを張れば、その出入り口を何カ所かつくって、そのぐるわにもう一度フェンスを張って、えさ場をつくり、そしてそういうところで個体調整をしていく、それが一番、猟友会の皆さんからもやりよくなりますし、そういうことを前々から申し上げておりますので、決してそれだけのことで、三村議員がおかしいじゃないかと言うことではない。

ただ、塩尻市さんの今8,000円は、塩尻市さんも朝日村と同じように、フェンスを張ってほしいという相当な要望が出ていましたが、塩尻市は張っておりません。そのかわりに、1頭いくらのをしましょうと、ただそれだけのことでありますので、そういう点をご承知いただきたい。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） いろいろ話が違うほうへ飛んでいってしまいまして、結局、さっきから話を聞いていると、こういう手当を出すのか出さないのかということにつきまして、出すとも出さないとも話がないわけですが、実際どのようにするのか、その点についてはっきりお答えいただきたい。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど課長が申し上げました。現在の猟友会の人数、そして村、JAさんとの補助金、これで今のところは十分だと思っています。それ以上については、それなりの対応を、そういう意味で猟友会の皆さんのいわゆる作業を少なくするために、今、村ではわなの免許とかそういう取りやすいものに補助金を出し、先ほど三村議員が申し上げましたように、いわゆるイノシシのわなは猟友会に任せるんでなくて、地域地域が守る。そして、みんなでわなの免許を取って、ただし、射殺とかそういう問題になりますと、これは免許のある人じゃないとできませんので、そういうものをしていくという。だれだれにすべてを任せてすべてを守るなんていうことは、この野生動物は無理だと、そういうところをご理解い

ただきたい。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 今、村長さんが言われたとおり、考え方は一緒なんです、最後のところでちょっと違って来るわけですね。みんなでやらなきゃと、それはそうですが、猟友会のほうには出しているけれども、じゃあ地区の皆さんには出しませんよという話じゃなくて、とりあえず1頭とったら出すんだと、それは地域の資格を取った人でも猟友会の人でも、これだけ出すからぜひとってくれと。特に、おりの中へ入ってきたやつはもう1頭も許さんというくらいの覚悟を持って取り組んでいただきたいと思います、いかがですか。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほどよその市の例題を申し上げましたが、よその市はフェンスを張らなくて野放図になっていますから、今言ったみたいな市の対応になっています。朝日村は基本的には、今まで申し上げておりますように、朝日村は里山、いわゆる山を背にしているところは、まずは、まずはですよ、フェンスを張って、野生鳥獣の出没を少なくする、これは大事なことです。そこから始まらないと、ただ幾ら幾らでありますから、少なくとも今の議員の言っています、それじゃあ地域の皆さんがわなかけて、とったら幾ら出せ、それは今考えておりません。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） わかりました。大体今聞いていまして、村長さんと考え方は同じなんです、違うところは、村長さん、それは言っていることは正しいですよ。フェンスをやって防げばいいんですが、フェンスを張る今、途中なんですね。この途中では、張ってないところと同じ状態なんです。だから、この途中において、フェンスを張った後と同じような対応を今考えてもだめなんです。今、塩尻市と同じ、張ってない状況とほとんど変わらないということをお認識していただきたいと思います。

特に、私ども本郷のほうにおきましてはもう、最近ちょっと出なくなったんですが、もう



毎日ってほど大体同じところに出ているんです。だから、そういうものが、フェンスを張ったから私ども対応は違いますよと、張ってないところと違いますよと言っても、これはすべてを張って入れなくなった時の話でありまして、今は張ってないときとそんなに変わってないということを経験した上で検討をお願いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 大分しつこく出ておりますが、私が申し上げますのは、先ほど申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） これで終わりますが、どちらにしましても、そういう意欲的な取り組みのほうはやらないという話でございますが、今言いましたけれども、とにかく村長さん認識では、張っているからおらは違うんだぞということではありますが、私の言いたいのは、張っていても、張っている途中では張ってないときとそんなに変わっていないんだということを経験の上、今後の鳥獣害対策のほうに生かしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上條俊策君） これで三村 清君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（上條俊策君） 次に、8番、齊藤勝則君。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私は5つの質問をさせていただきます。

その前に、多少けががこのように見苦しい格好で申しわけないですが、ひとつよろしく願いしたいと思います。

1番目の質問ですが、これからの農業の課題と解決、そして支援についてということで、

文章も長いので、これを読ませていただいて、質問にかえさせていただきたいと思います。

朝日村は農業が主体の村であります。村内各地域を見回してみましても、葉菜の畑がほとんどでございます。その畑で働いている農業従事者を見ますと、後継者にうまく引き継がれて耕作している、恵まれた畑等もあれば、高齢のご夫婦で頑張っている畑をよく見かけるわけでございます。

そのような今の朝日の農業の現状ですけれども、やはり村民の多くの方からもよく聞かれるわけですが、あと10年もたてば、この優良な農地があいてくるのではという心配な話を何度か聞いたことがあります。本当に私も畑に出てみて、そういうふうを感じる畑もあるわけです。

そこで、朝日の農業の再生のために、1番としまして、村当局としましてどのような見通しを持っているか、そのビジョンがあるか、お聞きしたい。

また、2番目ではありますが、やはり生坂村のように、非常に山間へき地のところですが、あそこは殊に農業をしっかりとやらなきゃいけないということで、公社のようなものをつくって、積極的にそこに行政も支援している自治体もあるわけでもあります。

また、朝日村でも、ホスピタル朝日ということで、本来は畑の葉菜の根腐れとか、ああいふ病気の対応だったわけですが、今は本当にやれない方とかそういうところのものも受け継いで、今ホスピタル朝日、頑張っているわけですが、このホスピタルについても、JAも行政もさらに人的あるいは財政的両面で支援を強化していくことをしないと、これから先はいよいよ農地があいて立ち行かなくなる、こういう心配もあるものですから、ぜひそこら辺を支援していただけたらいいかな、こんなようなことでこの2問質問。

それから、3番もあります。高齢で個人経営で頑張っている農家、非常に見受けるわけですが、中にはですね、高齢ではあるんですけども、人的支援として自分でいろいろな方面に働きかけて、実際にその家族の人たちばかりでなく、新しい若い人たちですか、近隣の若い人たちじゃないかと思うんですが、畑のほうに車で来て、農業を支援しているという姿も、個人的に努力してそういうことをやっている方があって、経営を結構多角的にやっているところを見受けるわけです。

今後、そんなようなことも、行政とか、あるいは農協のほうとも相談し合って、そういう人たちを受け入れて、農業が大変な高齢者の方たちに何か支援の輪というのができて、なるべく空き地を少なくするような方策をとっていただけたらいいがなと、こういうふう思うわけです。

川上村でも既に、昔、私たちも見に行ったわけですが、あっちこっちからの支援でよくそのところを補っているというところもあるものですから、そこら辺について、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、斉藤議員のこれからの農業の課題と解決、そして支援についてということで、初めに、朝日村農業に対しどのような見通しを持っているのか、また、どのようなビジョンがあるのかというご質問にお答えをさせていただきます。

議員申されるように、以前より、あと10年もすれば農業する人がいなくなるのではないかと、優良農地もあいてくるのではないかと、そんなことを言われ続けてきておりますが、農地ホスピタル朝日が設立がされたり、農協の研修生が研修後も朝日村で耕作をしたり、定年退職者や会社勤めの方が会社をやめ農業につくなど、当初思っていたよりその速さはゆっくりであるというように感じております。

一番新しい農業センサス、これ統計ですが、その数字を見ても、就農者の平均年齢、県の平均が66.8歳に対しまして朝日村は63.2歳でございます。県下で5番目の若さでございます。

また、農業後継者協議会、後継者後継者という協議会がございますが、会員数が5年前の平成19年には12名でありましたが、ことしは18名で、6名の方がふえております。数字的には他の市町村に比べましても、すばらしい内容かというふうに思っております。

見通しにつきましては、高齢化はゆっくりでも進んでいこうというふうに思っております。場所、地区によれば、その地区の担い手だけではカバーできないところも出る可能性もあろうかと思っております。

ビジョンにつきましては、村の総合計画や農振計画で示してございますが、村の基本的な考え方は、朝日村の農業が全国の産地間競争に勝ち抜けられるように、畑かんや農道の基盤整備を行ったり、農協のいろいろな施設に対し補助金を充てて、農家の皆さんが働きやすい環境を整備していく、その働きやすくなった環境や施設を農家と農協が有効に利用していただいて、もうかる農業を展開していただく。そのことで農業後継者が確保され、ひいては荒廃農地を減らしていくことにもつながることではないかというふうに考えております。そんな基本的な考えの中で進めております。

もう一つ、つけ加えるとしますと、今後も、国の施策を上手に取り込んでいくことが必要かというふうに考えております。そんな中で、今後の農業の活性化を図る考えでございます。

もう1点、農地ホスピタル朝日でございますが、農協、また行政で、人、また財政支援を強化してはどうかというご意見でございます。

有限会社農地ホスピタル朝日につきましては、ことし、設立をして8年目を迎えております。今では、設立当初の連絡障害の対策のほか、農業をやめたり縮小したりする農家の農地の受け入れ先として、また、新規就農者の研修の場所として、大きな役割を担っております。その取り組みは、国・県からも高く評価されているところでございます。

経営の収支につきましては、ここ3年間、単年度黒字を計上してございます。最近、経営の安定化が図られ、そんなところが見受けられます。引き続きそんな運営に期待したいと思っております。

村としましては、今後、事業展開をする中、補助事業等のお手伝いができることがあれば、対応したいと考えております。

また、高齢農家に対する人的支援をということでございます。

農家の中には、既に農作業のお手伝いをする方をお願いして、労働力の不足を補ったり、研修生を受け入れている農家もございます。また、農家の中には、家族経営でできるところまで農業を行い、それ以上は他人が入ってまで農業をする考えのない方もおられます。このような支援につきましては、その農家の内容を知っている農協が声をかけ、相談に乗っていくこと、それがよいというふうに考えております。既にこのことは、農協、また、農地ホスピタルでも行っているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからお話があって、朝日村はそういうふうでいくと、県で若いほうから5番目ぐらいで、いいということでもあります。確かに、私が見受けた中でも、例えば今の農地ホスピタルですけれども、研修やった方が実際に農業をやりたいというようなことで、今、そろそろそういう方も入ってきておまして、少しずつその成果というのは出てきているように私も見受けます。同じ私たちのトマトの仲間でも、新しい方が何人か今やるようになってきていますので。

私言っているのは、財政的ということもあるんですが、主にはですね、今現在、ホスピタルが22町歩ぐらいやっているらしいんですね。それで、さらにこれからもふやしていくというところかというと、今、人的には黒字経営だと思いますけれども、本当にいっぱいになってきているもので、ぜひ、当然JAはしっかりと支援していただかなきゃいけないんですけれども、行政としても、生坂村のように、公社に対してやはりきちんと財政的面で支援していますし、また、公社の理事長ですか、昔はその村の副村長みたいな方がやっていて、非常に積極的にやっていて、大変な山間地でありながら、農業にはしっかり力を入れているという感じを受けるもので、ぜひ、そういうことで、できれば、人的な面でも今手いっぱいじゃないかと思うんです。何か、さらにリンゴみたいなこともやりたいというように今聞いているんですね。だから、リンゴをふやしていきたいというようなことを言っているもので、殊に人的な面でもPRとかいろいろして、農業につくような方をぜひ誘っていただきたいということを、行政としてもちょっとやっていただきたいなと思いますし。

現実には、先ほど課長も言いましたけれども、農家個人でやはり考えて、そういうような農業をやりたい方をつかんで、やっている家もあるんです。ああよくやっているなと思って、どんどんやれない家の畑を頼まれてやるようになってきていというところも今見受けられるもので、やり方によっては、やはりこれからも生きていく道はあるんじゃないかな、優良農地をあけずにやっていけるやり方ってあるんじゃないかというので、行政的にも、そういう意味で、いわゆるハードじゃなくて、ソフトのほうで支援していただくような政策をぜひとって、村政をやっていただきたい、こういうふうに思いまして、1番目の質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2番目の質問であります、朝日村の販売の拠点づくりの重要性ということであります。

当村に唯一ありました個人商店と申しますか、あるいはチェーン店と申しますか、コンビニのセブンイレブンがなくなり、残るはJAの生活店舗だけになったわけでありまして。小回りがきき、細かい生活必需品を買うにも、ちょっと不便を感じる昨今であるわけでございます。村民の多くも、一抹の寂しさを感じているのじゃないかなと思うわけでありまして。

私は、人口5,000人近くの村として、JAの生活店舗の充実も当然重要であります。近隣の町村を見ても、何か一つや二つ、地域の販売拠点になるものがあると思います。例えば、今井の恵みの里とか、やはり地域の人たちが努力して引っ張ってきて、地域おこしのためにやっているというようなことで、私は何かやっぱり拠点づくりが必要じゃないかなと、販売拠点が必要じゃないかなと、5,000人の村としてはちょっと寂しいな。

当然、ここにも書いてありますが、道路事情も大きいと思いますので、なかなか難しいことはありますけれども、例えばそば処もえぎ野さんのように、非常に朝日の、しかも奥のほうにいるわけですが、やはり人数は今大変だと言っていますけれども、それでもその努力の例ね。今、まだこうやってやってきているもんですから、それはやっぱりPRとリピーターの心をつかむ、そんなことが地の不利をカバーしていると思うです。

また、私、2期目だか1期目のときに、川上村へ議会の人たちと行ったわけですが、そのときもやっぱり、川上村にはですね、ここにも書いてありますが、村内産品、いろいろ村内でつくっているものを出したり、あるいはコンビニ的なものも置いたり、あるいは簡単に食事がとれるようなところも一緒にしたような、確かに農協の生活店舗よりまだ大きいようなあれがちゃんと、それがいわゆる村の経営ばかりでなく、あっちこちの業者とも提携をとって、非常にいろいろ間に合うような感じで盛っていました。

やっぱり、道路ということがあるかと思いますが、ああいう拠点になるようなものがないと、何かちょっとした生活必需品を買うに非常に不都合を感じているというのが最近の私の思いですので、ぜひそんなようなものを1番としまして、拠点づくりが必要だと思うわけですが、どんなふうを考えていらっしゃるか。

それから、JAの店舗も、高齢の方たちや村民の居場所として、私必要じゃないというわけじゃないです。さらに充実して、利用しやすいようなものにしていてもらいたいと思うわけですが、その辺についてどのように行政としても考えているか、ちょっとお聞きしたい、こういうことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の村の販売の拠点づくりの重要性ということでございます。

議員ご心配の村民生活にかかわります商店についてでございます。

私は就任以来、機会あるごとに、新田地区だけとなりました商店がこれ以上少なくなるこ

とは、村を形成する上でマイナス要因でありまして、維持存続されるよう申し上げてきたところでございます。このような経済行為につきましては、村民の皆様が取り組まれる、まさに民間活力によるところが重要でございます。

しかしながら、去る7月に村内唯一のコンビニエンスストアが閉店となりました。経営者の上條さんとの懇談では、他の地域で同業のコンビニ経営をされるためとのことでもございました。当村でも今までどおりの営業を要望したところでございますが、ごらんの状況となっております。そこで、村民の皆様の中には、一度も利用されなかった方からも、閉店には一抹の寂しさと不便さの声が聞かれているのが現状でございます。

これらを踏まえまして、早速他のメーカーに打診をいたしておりますが、難しい面があるようでもございまして、現在は進展はしておりません。

そこで、議員ご質問の拠点づくりということでございますが、先ほど申し上げましたように、経済行為に行政が中心となることはいかがなものか。また、当村にはそれだけの体力もないのが実態でございます。

次に、JAの店舗につきましても危惧しているところでございまして、私は就任以来、JAの組合長さんとは毎年の懇談の中で話し合いをさせていただいているところでございます。なお、本年、南信地域でのJAとコンビニエンスストアとの共同での営業につきまして、JA朝日支所の皆さん及び村の事務局サイドで視察研修を行っているところでございまして、この拠点の大きなものということに関しては非常に難しいというようにとらえて、行政サイドでは難しいというように考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうからも述べられましたけれども、非常にそういう意味ではやっぱり苦慮して、いろいろとお話をさせていただいているということを知りまして、努力してくれているんだなと感じております。

先ほど言いましたけれども、川上村のあれのように、これね、川上村の方に聞いたら、農協の店舗をでかくしたようなものですけれども、かなり地域の方も使っていただいて、地域の雇用にもつながっているというようなことで、そこのお母さん方を見ていると、川上村の方たちがその経営の中に参加してやっているということですからね。もし、行政として

やはり、確かにそうだと思うんですね。積極的に行政から働きかけということは難しいと思うんですけども、ぜひそのようなことを意見としてですね、JAとかそういうのも相談しながら、もう少し幅広い、先ほども言ったように、ぜひ研修していただいて、JAの中にコンビニ的なものがある、なかなか小回りのものがないというのが、正直言いました。

ですから、私なんかも困ったときには、山形まで行ってちょっと買ったりするものがある、ちょっとしたようなものではね。どうしても農協じゃ間に合わなくて、そんなようなことがあるものですから、ぜひ農協あたりとも相談していただいて、先ほども言ったように、JAとコンビニ的な、そういう共同の体系というのができれば、私はそれでも拠点になると思うんですね。

また、もう一つは、最近、空き家ができてはいるわけですが、何か違うものにもですね、新起業者みたいなものにも、例えばそういうところの門戸を開いて、空き家をなるべく使っていただいて、少しでも地域に魅力のあるような、そのようなことをやっていただけたらいいかな。地主の方と相談して、そんなようなことせやっければ、朝日村は決してそういう意味では希望がない村じゃないと思いますので、やっていただきたいなど、こんなふうに思います。

この2問目の質問も、今、村長のほうから聞きましてわかりましたので、ぜひこれからちょっと力を入れてやっていただきたいということをお願いしまして、2問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3番目の質問であります、若者向け住宅その他の対策の強化ということであります。

私は、朝日村に若い人がたちが来て定住していただくためにも、新しく就農したい若者たちばかりでなく、すべての職業も包含した若者向けの住宅をどうしてもやっていく必要があると思います。

幸いに当村は県下に先駆けて保育料の無料化をやり、今、私自身もあっちこっちから問い合わせを受けたりして、注目されております。その上に、若者向けの住宅対策を充実していたならば、さらに当村の評価は高まると思います。よそでは学校給食費の軽減等や何らか



の手で、あれやこれやと子育て支援に力を入れてきているのが現状であります。また、今まで視察した多くの自治体でも、既に若者向けの住宅対策に力を入れて実施しているところも多いと感じております。

このように、住宅対策や子育て支援に力を入れれば、朝日村はいいところだなと村外に認知されれば、村外からの人口の流入も考えられると思いますがいかがか、お聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の若者向け住宅その他の対策の強化をとということでございます。

議員ご指摘のとおり、この少子高齢社会が急速に進む時代を迎えまして、人口減少対策には各自治体とも大きな課題となっております。

我が国、長引くデフレ経済や記録的な円高が続いておりまして、輸出産業の低迷により、国内経済はいまだに回復の兆しが見えない状況でございます。このような社会情勢を踏まえまして、村民の財産を活用しました空き家バンク事業や、若者に魅力のある施策を進めているところでございます。

しかしながら、村内に居住希望の若い方々には、新しい住宅等の要望もあるとお聞きいたしておりますので、その道の専門である不動産業界の皆さんとの懇談を含めまして、分譲住宅、村営住宅等について研究、検討を進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 私もこういう議員やっている関係上、議員仲間がおりまして、例えば生坂村とか麻績村、そういうところの議員もいるわけですが、ちょっと聞いてみたわけです。大体聞きましたら、今、麻績村では、昨年ですか、2棟だか、若者向け住宅をです。大体、あんまり土地の高くない、例えば売れ残りの団地のそういうところのあいたようなところを利用して、村としてそこをあれして安い地代でやると大体、予算を聞きましたら大体1,500万から2,000万ぐらいの範囲で、2LDKというところのぐらいですかね、ちょっ

と私も詳しくわからないんですが、そのぐらいの規模を2棟やったそうです。それで、いまだに何とかやっていて、今までかかった金、合算して1億弱ぐらいじゃないかと言っているんですが、やはりあちらも地域がああいう地域なものですから、若者を獲得するために本当に苦労しているけれども、それが大体月、そこを利用する場合には、土地の安いとかそういう最低必要なものですから、大体2.7万円から3万円ぐらいでそこへ入れるというようなことで、非常に今引く手あまたで、いっぱいになっているそうです。

それを麻績でもやっていますし、やはり生坂もああいうところなものですから、同じ議員団の仲間で作っているということを知りました。それで、生坂もやっぱり農業をやってもらおうというような方から入ってもらっていて、将来的には10年ぐらいたったら買ってはいただけないかというようなこともやって、今、生坂村もそういうようなことで、既に何棟か建っているということで、殊に生坂村は就農の方に対してはそういうふうなことでやっていて、そこもほぼみんな入っているということでございますで、将来的にはぜひ買っていただければありがたいというような形で、ことしでしたか、行ってきた清川村とかああいうようなところでもお話あっちこちで聞いたんですが、やはり最終的には買っていただくとかというような住宅のやり方もやっているようですので、そんなようなことでもぜひ。

どこでもやっぱり、さっき村長が言いましたように若者不足で、どうやったら若者がふえるかというようなことで本当に力を入れているということでありまして、昔、龍三議員が私の1期目のころにも言ったんですが、下条村ももちろん、飯田市のベッドタウンとして若者向けの住宅をやっているようなことで、当時やっぱり行ったことを覚えているんですが、これからそういうことをですね。やはり、庁舎の問題もあるものですから、そんな簡単にはいかならないと思いますが、これからは課題として上げていただいて、大きな目玉にしてほしいな。朝日村にやはり若い人たちが、どうしてもここで住んでいただきたい。若者夫婦が来てもらえるような。

私ね、だから、保育料だって、よその人たちから注目をもって見られているんですよ。そういうところから見ると、やはり大きなPRになるなと思うものですから、ぜひこれから先、町村問題でいろいろありますが、それを解決したらいいと思いますけれども、とにかくそういうことにも力を入れて、目指してやっていっていただきたいと。朝日村が魅力ある村になってほしいなということでこれを出しました。

実は、私も、こういう中で1人、農業をやりたいという方が、朝日村に住みたい、住みたいという方がいたんですが、やっぱり新築じゃなきゃいけないということで、幾つか事例を

私聞いたりしながら案内したんですけれども、新築がいいというような若者多いんですよ。子供さんもいるような方なんですけど、結局、今よそへ行っちゃった。本当は朝日村に住んでもらいたくて、すごい私もあっちこっち動いたんですけども、なかなか気に入っていただけなくて、やっぱり新しいそういう、どんなに小さくてもいいけれども、そういうところへ入りたいという若い夫婦が多いもので、実はそれはとられちゃったんですけれども、ぜひ、そんなようなことから、今回ちょっと必要を感じて、朝日村にせっかく、朝日村が好きだって言ったんです、この方。好きだし、農業やりたいし、頑張りたいっていう方だったもんでとめたかったんですが、そんなことから今回この質問を出したわけなんですけれども、ぜひ今後力を入れていただきたい、こんなふうに思います。

それじゃあ、村長、お願いします。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま斉藤議員が、他の村の例題の中でぜひご理解いただきたいのは、東筑摩郡5村ありますが、筑北の3村は国で指定する過疎地であります。私どものところは、村内の一部だけが辺地であります。過疎地につきましては、過疎債というのがあります。借金しても70%は補助金がある。まさに今、議員がおっしゃられた3村は、戸別の住宅を建てて取り組んでいるのが実態で、私どもも辺地債で飛び込めないかということで検討しておりますが、これは一般住宅には該当しない、対象なりませんので。

先ほど申し上げましたが、そういった意味で、それじゃあこれをどう拡大解釈して、どう朝日村の利点になるか。そういう意味で、先ほど申し上げました不動産業界の皆さんとも協力していただいて、タイアップでできないかどうか、それが安く売却できるリードになりますので、そんなことを含めて今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 斉藤議員、いいですかね。

斉藤議員。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（斉藤勝則君） 今、村長のほうからもお伺いできまして、わかりました。

それで、先ほども麻績村とかあっちのほうで、どういうところでやっているんだっていったら、やっぱり土地の安いところがいいということで、実はついでに私思った、これは書いてあるうちに言うの忘れちゃったんですが、今、朝日の旭ヶ丘団地がありますよね。あれが

あいているところがあるんですが、実際に中を見てみると、かなり傷んできちゃっていると思うんでね。今後、例えば朝日村の旭ヶ丘住宅団地みたいのはそうですね。やはり、あの家を直すならかなりお金もかかるじゃないかというぐらいなら、むしろそこへこの住宅みたいなやつをね、小さいやつでもいいが、新たにあれするというようなことも、ぜひ一案として考えて今後いつていただければありがたいと思います。

先ほど村長が言ったように、やはり国の指定とじゃ大分違うもんでね。辺地債とかそういうものを利用しないと本当に大変だと思うんですけども、旭ヶ丘団地の将来というものもあるもんですから、ぜひそこら辺もまた一案として、どうにかうまく利用できないものかということだけ提案して、この質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 4問目の質問は、住宅リフォーム制度の現状ということでございます。

私もですね、よその自治体でもかなりやって、今現在、長野県でも相当の数の自治体が行っているわけですが、全く今のところ、忙しいということもあったんですが、つかめてないもんですから、今、この制度が実現させていただいて実施されているわけですが、今現在の状況をお聞きしたい。また、その実施に当たり、何か不便とか不都合が生じたりしましたら、その問題点をぜひお聞きしたいと思います。

よりよい制度の内容をしていくためには、規約とか、規制の緩和も必要ではないかと思いますが、利用者の多い場合は、将来的には補正や、あるいは期間の延長も必要だと思いますので、その点もお聞きしたいところです。

4番目の質問はそんなところでございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、4番目の住宅リフォーム制度の現状についてお答えをさせていただきます。

住宅リフォーム制度につきましては、今年度、1件当たり上限20万円で、20件分の400万

円を予算化をさせていただきました。

昨日までの実績につきましてお答えをさせていただきます。事業を利用された方は2件でございまして、補助金の金額にしまして12万円でございます。また、登録事業者は4事業所でございます。問い合わせ等は数件来ているようではありますが、まだ低調でございますので、今後、村の広報や回覧板でお知らせをしたり、商工会を通じまして会員の皆様にご案内をさせていただこうというふうに考えております。

不都合が生じたことがあるかというご質問でございますが、取り扱い件数も少ないため、今のところ問題はございません。

また、制度の内容を定めてあります交付要綱に関しましては、できるだけ具体的な内容としております。補助金の趣旨は、村民の住宅環境、生活環境の向上等、村内の建築業者関係を中心とした経済対策として村で実施しているものでございますので、そのため、そんなに大きな縛りをしてはございません。そんな点、ご理解いただきたいと思います。

また、今後、利用者が多く、予算に不足が生じるようなことがあれば補正をとのご意見でございますが、今現在ではその心配もなさそうですが、そのような状況になりましたら、その時点の財政状況、また、事業の効果等を見させていただきながら、必要であれば補正予算等ご相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 実は、県下の40何自治体とか、今、50自治体弱までなっていると思いますが、2件というのは、ちょっと今、私も聞いてびっくりしたんですが、意外と少ないなど。よそはですね、規定の数をオーバーして利用者があれで、ぜひ時期を延長してもらいたいとか、あるいは補正をやっていただきたいという自治体結構あるんですよね。経済効果も5倍だとか、その額ですね、要するに利用する額の5倍とか6倍のあれで、一番このリフォームのいいところは、できるだけ地域の業者に機会均等で仕事を出すということ、業者の活性化にもつながるということですね。よそはそういうことで非常に成果を上げてきているもので、今、実際に聞いてみて、PRもちょっとあれなのかなと思うんですけども、20万円まで出すと、よそも大体そんなもんなんですよ。多いところでも20万とか、少ないところで10万ぐらいのところがあるんですが、結構水回りだとか、あっちこちにその

お金を利用させてもらってありがたいということで、10倍以上の募集があるところもあると思いますし、だから、今2件と聞いて、ちょっと一瞬びっくりしたんですけれども、ぜひPRしていただいて、こんないい制度をやっているもんですから、ぜひ家庭の中で不都合なところがあったりしたときは、こういう制度があるからぜひ利用してくださいというようなことで、そして商工会にもそういう意味でいけば、少なからず活性化へのあれになりますし。

よそではですね、実は自治体で心配だったというのは、業者いるわけですが、どうしてもその自治体だけではやり切れないという内容の仕事もあるもんで、そこら辺の規制を緩めてもらいたいということで、村内の業者があの人に頼むとか、そういうような形の幅もきかせて、やらせてほしいというくらいの方がよそで出ていたもんですから、朝日村も少なからず、もしかしたら定数までいかないにしても、相当なあれがあるかなと思って今聞いたんですが、現状わかりましたので、ぜひPRを積極的にしていただいて、せっかく予算400万とっていただいてあるもんで、名前だけの制度じゃなくて、利用していただくようなことが本当に利用者にとってもいいと思いますし、村内の業者にとってもいいと思いますので、力を入れてやっていっていただきたいなど、こんなふうに思います。

以上であります。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の4問目の質問は終わりました。

5問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 甚だ質問の数が多くて申しわけないわけですが、手短かにやっているつもりですので、よろしくお願いします。

5番目は、やはり私の所属している党の方針としてもそうなんですけれども、日本の将来のことを考えると、オスプレイMV-22というんですけれども、これ海兵隊の垂直に上がった、それから水平で飛行できるというオスプレイですけれども、これの配備と日米安保についてということで、やはりこの配備というのは日米の安保に基づいてやっているもんですから、今、全国の自治体でも、この配備、飛行の禁止が決議されて、沖縄での大会でも大体10万人が集まったということでございます。大きく報道されておりまして、注目されている問題であります。

どうしても日本の空の安全上でも、これはやめさせていかないと大変じゃないかなと思うわけです。現実にはアメリカでは、ハワイではこのオスプレイ反対して、飛ばせません。また、

アメリカの住宅の密集しているようなところでは、アメリカ自身も禁止空域で、飛ばさせません。それがですね、やはり日本の場合、日米安保の中で米軍のある程度自由がきくというような形で、飛ぶことができるようになっていまして、しかもこのオスプレイというのは非常に低空飛行をやるということで、ひどいときには急降下させて60メートルぐらいまで下がってきて飛んでいくという、昔、オスプレイじゃないんですけども、戦闘機ですけども、白馬の杓子岳にぶつかって、1個だめになっているんですよ。そんなような経緯も長野県もあるわけです。

それで、私も実は畑にいたときに、横出ヶ崎の上をですね、あの山の峰かすかすに、すごい音です。空気を裂くような音で、バリバリバリと飛んでいくね、二度ぐらい見ているんです。これ米軍のやっぱり訓練飛行なんですけどね、それがあっています。

実は、オスプレイが何で今問題になっているかということ、今までのヘリコプターのように、オートローテーションといまして自動回転装置、これはローターが回らなくなっても、空気の落ちるあれで、自然に風力で回って、落ちるのを緩和させる装置ですね、このあれがついてないんですよ。そのために、アメリカではこれ未亡人製造機といううわさが立っている機種なんです。

それで、これを日本の上空で、ハワイとか自分の国の住宅の地域では禁止区域になっているのに、何で日本でそういうことをいいのかと。やっぱり、それは日米の地位協定にあるわけですね。

ここに書いてありますが、松本周辺はブルールートと言われて、私もいろいろこの資料もあるんですけども、長野県の松本市からこの近辺、ブルールートという中に入っているんですよ。それで、何を目標にしてやっているかということ、仮想の目標にやっているのがダムとか公共施設、変電所とか、ああいうものをやっぱり仮想にして向こうは訓練しているんですよ。非常に低空でやるもんで、その幅が幾らブルールートで松本市といっても外れちゃって、朝日村あたりのところも通ったりして、そこら辺は定かじゃないそうです。米軍のほうの自由でやるというふうなことで、長野県の知事も、オスプレイについては全国知事会の考えと一緒に、安全が確認されない限りは認められないということで、飛行のあれは今のところ反対しているわけですけども。

朝日村の場合、やっぱり超低空の爆音やら、送電線、こういうものが非常に今たくさんありますので、事故が起これば本当に心配だなと思って、それから長野県は非常に自然に恵まれた土地なもんですから、雷鳥だとかイヌワシ、ああいうものもこの飛行の訓練によって、

既に沖縄とかあっちでも、そういう爆音とかなんかもやっぱり影響が出ているというようなことで、ぜひともこの訓練、これからのルートをやっぱりやめていただくと。

最後にはやっぱり日米安保がかかっているわけですので、日米安保というのは、私も資料あるんですけども、今の新日米安保条約を見ますと、できてから10年たってどちらか一方がやめたいと言えば、1年後に効力が発してこの日米安保ってなくなるんですね。やっぱり、そういう中で、低空をアメリカ軍がとって、上空のほうをどっちかという日本との航空の関係の旅客機とかいろいろね、非常に高いほうをあれしているんですが、米軍の場合、殊に低いところを飛ぶというようなことが多くて、事故が想定されるということで、オスプレイはすごい、アメリカでも十何回事故が起きて、二、三十人亡くなっているという飛行機なものですから、ぜひこれをですね、朝日村も今、長野県の知事も全国の知事会も飛行禁止ということであれしていますので、ぜひ声を上げていただいて、これをですね、日本の上空でこんな危険なものが飛ばないように、事故が起きないようにやっていただきたいということで、ぜひご意見を上げてもらいたいということで質問を5番目といたしましたので、よろしく願います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員のオスプレイの配備と日米安保についてということでございます。

まず、今話題のオスプレイの飛行につきましては、安全が確保されるまで、配備を含めて飛行の禁止は、より多くの国民の思いであるにとらえております。

なお、日米安全保障問題を含めた私の思いということでございますが、国策にかかわることに関しましては、国会の場で議論されるべきものでございまして、そのために、国民が選んだ議員、いわゆる国民の代表にゆだねて議論をされるものでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 本当にあとの日米安保については、やはり国の政策ということもあるもんですから、これは朝日村にあれしてもいけないあれだと思っておりますけれども、関連してい



るということで今回、この日米安保というものを簡単に、片方のあれでやめることもできるんだというのは、今、国際情勢も非常に不安定なときだもんで、非常に難しい時期かなと思いますが、問題はこのオスプレイですけれども、朝日村の上空だって飛ばないとは限らない、そのくらいあれなもんですから、ぜひ。

今、全国各地でその危険性が高まっていて、嫌だという意見がうんと上がってきているもんですから、大町の市議会とか市長、みんなこれはやめてほしいと。大町、実際に飛んだこと何度か過去にありましたもんですから、やめてほしいという意見が出されているらしいもんですから、ぜひそのことを村としても発信していきながら、こんな危険なものはやめさせてほしいなということでお願いを申し上げまして、私のこの5つの、大変数多かったです、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで斉藤勝則君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩したいと思います。

10時30分ということで再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

---

◇ 高橋 廣美 君

○議長（上條俊策君） 次に、9番、高橋廣美君。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 9番、高橋廣美です。

私は、3点質問させていただきます。

先ほどの斉藤議員ともダブる部分があるわけですが、まず第1問目、買い物弱者対策についてということでお願いします。

郊外型の大規模店との競争、深刻な不況による経営難、それらから従来型の商店やスーパーなどの店舗が閉店または撤退するという事で、その地域の住民が生活用品などの購入に困るという社会現象、またはその被害を受けた人々を指す言葉であり、その深刻さゆえに買い物難民とも呼ばれております。

大変便利に利用させていただいたコンビニエンスストアも撤退し、当村もいよいよこの問題は避けて通れなくなってまいりました。需要がないとか採算がとれないという、いわゆる経済ベースでの考え方でなく、今や買い物難民を放置するという事は、場合によっては生存権の権利の侵害ともなり、ゆゆしき問題であるというふうに思います。

行政が踏み込めないという部分もあろうかと思いますが、JAさん、商工会等、幅広い意見を集約し、対策を考える必要があると思います。当局のお考えをお聞かせください。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の買い物弱者対策についてでございます。

議員ご指摘のとおり、我が国の経済発展は、グローバル経済社会の中で商工業界、特に零細企業は環境が著しく悪化しまして、しかも過当競争を強いられているのが実態でございます。

先ほど斉藤議員の質問でも申し上げましたが、新田地区だけとなりましたこの朝日村、商店がこれ以上減少することは、生活弱者と言われております方々の生活に大きな影響を及ぼしますので、村としましては今まで、公共交通、特に村内はデマンドタクシー「くるりん号」の運行によりまして足の確保をし、利用しやすくしてきているところでございます。

そこで、議員ご提案の関係者等による対策をとということでございます。

今後、経済団体でありますJA、商工会を初め議員の皆さん、区長会等の皆さんと相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問ありますか。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 何年もこういった状況が続いてきて、買い物弱者の問題というのはクローズアップされてきたわけですが、昨年の東日本大震災以来、この問題は別の角度から考えを変えていかなければならないというふうにも思います。というのは、国レベルで考える

と、緊急時ですね、食料の安全保障というような問題または考え方があります。村もそうですね、同じような考え方。すなわち、常に一定レベルの食料品とか生活用品、それを確保する場所、それは既存の商店、スーパー、それしかないわけであります。

ですから、事前に緊急時に対応する協定等を結んでそれに対応するというような考え方もあるわけですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の質問、おっしゃるとおりで、私は就任以来、そのことを申し上げてきております。それは、もう小野沢地区となりました商店がこれ以上少なくなりますと、もうおっしゃられるとおり、大災害に対したときには、やはりそういった商店を含めた皆さんの在庫を協力していただく大きなことでございます。しかし、現段階の流通過程では、村としてそれに対する対応は今のところできない。

いま一つ、公共交通の会議の中で、くるりん号につきまして、生活弱者をもっと守るという話は、この近く、隣の今井、それから山形のところまで、今そこまで伸ばせという話もありましたが、私はそんなことをしてしまうと、なおそれ以上ドーナツになってしまう。そんなことで、くるりん号については村外の公共交通との接続以外に行かない、村内ですべてが間に合う、それは村内の中で村内の商店を使っただかく、そういう方針で来ておりますので、ご理解をいただきたい。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問ありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 私の考えと村長、当局の考え、ほぼ一致していると思います。そういう危機意識も持ちながらということで、大変答弁には満足しているところでございます。

大型店も地域にある商店も、地域に対する責任というようなものも、これももっと考えてほしいと。また、逆に、住民の側も地元の商店で意識して買い物するというように、行動を変える必要があると。ここらはいろんな今、村長おっしゃられた団体との話し合いの中で、そういう機運を盛り上げていけば、より買い物難民または買い物弱者対策ができるのではないかと、こんなふうに思います。

以上で1問目の質問を終わりにします。

○議長（上條俊策君） 高橋廣美議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 2問目でございます。鎖川の河川整備の必要性についてということで質問をさせていただきます。

鎖川の河川は一部を除き、全体にかなり荒廃しております。対岸に至っては、アレチウリ、クズ等の繁殖がひどく、そこは鳥獣の隠れ家となり、新たな問題となっております。また、美しいはずの鎖川の景観も台なしです。

毎年、鎖川愛護会の皆さんが中心になって、ボランティアの皆さんで整備はしておりますが、範囲も広く、限界もあると思います。そこで、ある程度はやはり経費もかけ、全村の各種団体に働きかけ、年数回一斉の整備活動が必要ではないかというふうに思います。いかがお考えか、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の鎖川河川整備の必要性ということでございます。

議員ご案内のとおり、3年前の平成21年に鎖川河川愛護会が発足をしまして、議員の皆様方からもご協力をいただき、年2回以上のボランティア作業によります河川敷の環境整備を計画的に進めているところでございます。このご協力をいただいております皆様には、この場をおかりしまして感謝を申し上げますところでございます。

おかげさまで、村内の河川敷には高木等が少なくなりまして、隣接する下流域よりも極めて整備状況はよくなってきております。しかしながら、今、議員ご指摘のとおり、近年はアレチウリ、クズ等が繁茂しまして、在来の植物等に大きな影響を与えているのが実態でございます。

そこで、議員ご提案の一斉整備活動ということでございます。まさに今、春先から1年、草刈りボランティアをいただいておりますが、鎖川沿川の皆様方からそういうご協力をいただければ別に問題ないわけでありませうけれども、そういった意味で、今後、現在の活動中の鎖川河川愛護会の皆さんの充実等も図れないかどうかを含めて協議、検討してまいる所存で

ございます。

なお、他の近隣の市等には、それぞれの河川の沿川の住民の皆さんが毎年河川清掃されている。私もそれに事務局として立ち会っておりますが、そういった機運が盛り上がることに期待をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問ありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 鎖川愛護会の皆さんを中心に、私たちも協力したわけですが、さらにそういった気持ちを強く持って、美しい鎖川をよりきれいに、また、安全な場所にしていきたいと、こんなふうに思っております。

2問目の質問はこれで終わりにいたします。

○議長（上條俊策君） 高橋廣美議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 3問目の質問でございます。ドクターヘリに対応できる環境づくりの必要性についてということで質問をさせていただきます。

長野県では、佐久総合病院に次ぐ2機目のドクターヘリが信大病院に配備されました。ドクターヘリは、消防機関とか医療機関等が緊急時、必要に応じて要請するという、いわゆるドクターといえますか、医療関係者が同乗し、生命の危機にかかわる緊急事態に対応するという仕組みとなっております。

しかしながら、ドクターヘリを緊急時スムーズに飛ばすことができないというネックの一つに、ヘリポートの問題があります。当村でも最近、相次いで2回の出動があったという事実があります。これは皆さんもご承知だと思います。その際にも、ヘリのプロペラによる強風で砂じんが舞うという、そのおきる場所、そこに難点があると。そこで、消防の消火栓のような設備が必要となり、砂じんが起きないようにしなければなりません。朝日村の地理的、地形的な特性を考えれば、生命の危機に際して、村民の救出のために村内に数カ所準備すべきと考えますが、当局の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員のドクターヘリに対応できる環境づくりの必要性ということ  
でございます。

議員ご指摘のように、去る8月18日にはスキー場の駐車場で、また、同じく25日には朝  
日グラウンドにドクターヘリが着陸をいたしております。ここで、両2件とも患者の救急搬  
送をいたしております。

ご案内のとおり、昨年の平成23年10月に県が中南信地域をエリアとしましたドクターヘ  
リコプターが配備され、平成22年に東北信地域への配備によりまして、県内の緊急搬送ネッ  
トワークが構築されているところでございます。

議員ご質問のヘリコプターが離着陸できますヘリポートの対応はどのようになっているか  
でございます。

村内に4カ所が指定地となっておりまして、朝日グラウンド、鉢盛中学校、朝日小学校及  
びスキー場でございます。そのほか、ただいまご質問にはございませんでしたけれども、ヘ  
リポートということになりますと、平成9年に県が導入しました、災害時に対する県の消防  
防災ヘリコプターのヘリポートが朝日グラウンドの1カ所となっております。

このことを踏まえまして、私は防災ヘリにつきまして、当朝日村での山林火災等を想定し  
ますと、水源が確保できるヘリポートが必要でありますことにかんがみまして、4年前に県  
の危機管理防災課と協議をいたしておりますが、ヘリポートは村の対応ということでござい  
ました。

そこで、議員ご心配の当村のヘリポートにつきましては、スキー場以外は離着陸の際に相  
当な砂じんが舞い上がりますので、これに対します対応ができるのかどうか、他の事例や広  
域消防局と協議をしまいでございます。

なお、防災ヘリ及びドクターヘリとも、緊急救助の場合は、先ほど申し上げました村内4  
カ所の指定地以外でも離着陸できることとなっておりますので、これは今後の課題としまし  
て検討してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問ありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） ドクターヘリに対応する環境づくりということでは、村のほうでもしっかり考えておるということで答弁いただきました。

その中で、夜間照明施設が敷設されているかどうかというようなことも一つの要件になるというふうに聞いておるんですが、これはグラウンドというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（上條俊策君） 総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） 基本的には、夜間はヘリコプターは飛びません。昼間のみでございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、いいですかね。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） はい、わかりました。

いずれにしても、こういった辺地といいますか、医療機関からは離れているところがございますので、何とか村民の生命の安全のために、早期に完備を願うものであります。

以上をもって質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで高橋廣美君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 塩 原 正 由 君

○議長（上條俊策君） 次に、10番、塩原正由君。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 10番、塩原正由です。

今回、2点について村当局のお考えをお聞きしたいと思っております。

まず1点目は、地域公共交通事業の今後の課題ということで、平成21年度より3年間の実証運行を経て、本年度から本格運行に移行した村営バス広丘線の利用が好調で、村内とJR広丘駅を結ぶバスとして利用者が大幅にふえております。また、路線が順調に定着しているということでもあります。

一方、村内を回るデマンド（予約制）乗合タクシーも住民に定着し、利用者も順調に伸び

ており、住民の足として頼りにされているわけであります。

今後、安定運行へ財源確保がかぎとなっており、国は本年度事業仕分けで従来の助成制度を廃止しており、いかに財源を確保して、安定的に運行を続けるかが今後の課題となっております。

ちょっと補足しますと、国は本年度、従来の助成制度、地域公共交通活性化再生総合事業の助成が、昨年度は約1,920万円受けこの事業を行ってきているわけですが、同事業が廃止となるということで、補助率が低い別の助成を活用して行うという話の中で、そうすると約半分ということですが、この事業が続けられるかと心配するわけですが、それについてお伺いをしたいと思います。

それで、質問ですが、現状の定額運賃で運営できることが望ましいわけですが、広丘線バスと村内を回るデマンドタクシー「くるりん号」の運営方法と今後の料金改定については、どのようにお考えしているかということ。

それから、2問の質問に入る前に、先ほど高橋議員と斉藤議員も申し上げましたが、買い物弱者の問題で、これ農水省の調査によると、買い物弱者が全国的には910万人いると、県内では人口の6.2%、約14万人おるということで、自動車のあり、なしを問わずに、店までの距離、これが500メートル以上の人を対象を広げると4,400万人という、これは全国の統計なわけで、それほど国全体が、先ほど村長の申されたとおり、いろいろの構造が変わったり、大型店等の問題とかいろいろがありまして、国全体でこういうふうになっているわけですが、それについて質問するわけですが、一応データということで、調査をしたことを発表しましたが、村内のデマンドタクシー「くるりん号」を利用して買い物をしている住民の皆様の声として、JAの生活店舗の経営が非常に苦しい状況になっている話をよく聞くわけですが、今後は生活・食料品の買い物と医療関係等については、特別扱いとして村外運行が必要と思われませんが、これはあくまで先ほど2人の質問に対して村長の答弁にもありましたが、コンビニもなくなったり、いろいろして、それからJAのほうも今そういう経営の状態の中の話聞く中で、何とか先ほどの村長の話のとおり、そういう関係者でそういう話ができ、これが存続するということになる、これはまた別なわけですが、その辺について先ほども2人の議員が聞いたわけですが、あえてまた私としてもお聞きしたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。



総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） それでは、塩原議員の質問にお答えをいたします。

まず、（１）番でございます。運営方法と今後の料金改定のことでございますが、ご案内のとおり、公共交通の取り組みにつきましては、本年度から村の公共交通協議会の決定をいただきまして、本格運行に入っております。

そこで、議員の心配される安定運行への財源確保のことが非常に重要となっておりますが、まずは運行経費につきましては、村の公共交通協議会にて年間約3,000万円は公共交通経費として妥当であろうと決定をされております。

なお、その財源は、１つは利用者の負担、運賃でございます。それから、国の補助金、それから特別交付税、そういったものが財源になるわけでございます。その財源の金額についての予測でございますけれども、利用者につきましては、おかげさまで平成24年度もふえております。そういった今後も増減があるわけですが、そのほか補助事業の制度、先ほど塩原議員からも、平成24年度から制度が変わってきたよという話を申されましたけれども、その中でなかなかまだ明確にされていない補助率だとか対象経費等につきまして、ここへ来て大分決まっております。そういったことを含めまして、先ほどの特別交付税は経費の80%は国で見てもらえるということもでございます、ルール分です。本年度につきましては、一般財源の負担は運行経費の約10%から15%以内だろうということを財政では見ております。

そんなことで、財源については、今のところは大丈夫だろうということではありますが、今後、そういったことも含めて、推移を見ていきたいと思っております。

そこで、基本的には、先ほど申し上げましたように、運行経費3,000万円というものが協議会で決定をされております。さらに、料金についても、現行の1乗車100円というのも基本でいこうということでございますので、そこは継続していく予定でございます。

なお、参考までに、平成24年8月までの状況でございますが、広丘線が16%ふえております。それから、デマンドタクシーが6%、これは非常に行政としても驚いておりますけれども、それだけ現行の運行内容を利用者の皆様方が妥当であると認めていただいていると理解をしております。

それから、（２）番、買い物と医療関係の村外運行でございますが、デマンドタクシーは平成23年度の平均利用者は26人を超えております。年間の延べ利用者は約9,500人ございました。平成24年度はそれを上回っております。登録者数も572人とふえております。そう

いった中で、やはり利用場所はAコープ、あるいは中央公民館近辺の施設、特にゲートボール場ですね。それから、郵便局や、村内の医院や歯科医院というところが大変多うございます。

そこで、議員提案の買い物と医療関係の村外運行の件でございますが、まず波田病院——現松本市立病院への通院につきましては、今年の9月から松本市の公共交通、西部公共交通協議会で運営をしておりますが、コミュニティバスへの接続が可能になりました。行きは1便、帰りは3便ということで、今井恵みの里という道の駅で接続をしております。これにつきましては、現在、月に約10人くらい利用しているという実態がございます。これもふえてはきております。そういったことでの配慮は今しているところでございます。

それから、買い物につきましては、先ほど村長が申しあげましたように、村内の商店、Aコープでの買い物を基本として、村の商工業振興を第一と考えております。このことは、村の公共交通協議会の中で既に確認をされていることでございます。

さらに、村外への運行拡大というのは、タクシー会社の営業に影響を与えるということがございますので、これは道路運送法の関係でも簡単には許可にならないという現実があることを理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） ただいまの説明でわかったわけですが、法律的なことも私も重々わかっています。ただ、住民の中で、車の運転ができて人は恐らく村内でもJAなり、コンビニはなくなっちゃったが、そういうところで買ったり、車を使っている人はそれなりのことをしているわけですが、ただ、高齢者とかひとり暮らしの方とか、身体障害者の方が、先ほども何回か言っているとおり、JAの店舗がどんな形であろうと継続しているということなら、これでいいわけですが、それがもしかだめだということになったときは、やはり何回も言っているとおり、小野沢地区の2軒、JAを抜かしや2軒の店があると思うんですが、そんなようなことを考えると、やっぱり難しいかもしれないが、今後の課題としてはそういったことがある程度頭の中とか、考えながら進めていかなきゃいけないと。そういう一般の車がある人は、もうどこへでも、自分の好きなものを買えるし、それからJAにないものを幾らでもあるし、そういうものを欲しいというときは、じゃあどうするかと、こういうことで非常にこれは難しい問題にはなると思うし、私もこういう協議会にも入ったでいろい

るわかっていますが、そういうことも将来的にはある程度考えなきゃいけない時代に来ているんじゃないかと、このように思いますが、その点は非常に難しいと思いますが、もしご意見があったらお願いしたいと。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の質問で非常に気になる言葉が今出ました。大事なことは、私ども朝日村を行政としていくためには、村内にもやはり一定の商店が必要であります。でありますので、その商店がなくなるとかそういう話は私どもはすべきでない。要は今、質問出ておりますくるりん号という、いわゆる生活弱者の足を確保して、それをご利用していただく。そして、そういうことを村民の皆さんからも、一般の皆さんからも理解して、よそへ出るでいいわ、そうでなくて、もっと村内で消費をする、そして村を活性化する。そうでないと、幾ら質問しても、これは無意味になってしまいます。そういうことをぜひご理解いただきたい。よろしくをお願いします。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 今の村長の言うとおりでと思いますが、私はなくなっちゃうことを心配しているもので、当然村内で物を買うのは前提に考えるし、当然私もいつもそういうふうに思っていますし、なるべくそういうことで努力しているつもりです。ただ、それがうまくいってやれないときのことを今言ってだけで、非常にその辺がちょっと私もあれですが、一応なるべくJAとの話がうまくいって、その事業が継続してやれることをお願い申し上げまして、この件については終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 2問目は、地震災害の強化対策ということで、内閣府より先ごろ報告された南海トラフ巨大地震の被害状況の報告により、死者が全国で32万3,000人、長野県では死者50人、家の倒壊が2,400棟、負傷者2,000人という報告がされて、県では今までの地震対策基礎調査の被害想定を見直すとしており、南海トラフ巨大地震の市町村単位の詳し

い被害想定を見直し、きめ細かい防災対策につなげたいというふうに言われております。

一方、糸魚川静岡構造線断層帯の地震についても、死者・負傷者や建物被害も市町村ごとに細かく想定するというふうに県のほうでも言われております。

それにより、質問ですが、国より南海トラフ巨大地震の想定を示され、当村としても独自に今まで、災害時被害の計画を強化する必要があると、このように思っております。今後の見直し計画についてどのようにお考えしているか、お聞きをしたいと思います。

2番目は、他の自治体では防災意識の高揚を図るため、災害が発生した際の避難時に必要なものを入れて携帯する非常持ち出し袋を全戸に配布し、常備させることを決めており、各家庭で必要と思われるものを加え、防災訓練等に活用し、日ごろから心の準備をしておく必要があると言われております。

当村においても、避難時に備え、非常持ち出し袋を全戸に配布していただいたらどうかと思っておりますが、その点について行政のお考えをお聞きしたいと、このように思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） それでは、塩原議員の2問目の（1）番ですか、今後の見直し計画、これは地域防災計画のことだと思いますが、まずそれについてお答えをいたします。

現在の地域防災計画の中では、大地震、過去に起こった大きな地震を想定をして予防計画、対策計画、復旧・復興計画等が策定をされております。今回、南海トラフ地震の被害想定が明らかになっているわけですが、そこでは朝日村は震度5強と予測されています。

それで、全国的にも東日本大震災後、各自治体では地域防災計画の見直し作業を行っております。村でも本年度、村の防災計画の見直しを始めております。南海トラフの件も含めましてですね、この計画については国・県の防災計画と整合性を図るとするのは基本でございますので、村独自というわけにはいきませんが、そういったことの整合性をとって作業を進めてまいりたいと考えております。

それから、（2）の非常持ち出し袋の全戸配布の件でございますが、やはり東日本大震災後、多くの村民の皆様方が防災意識をより強く持って、災害対応の何らかな備えを始めたことと思われま。村でも、先日行われました地震総合防訓練には約1,000人の皆様方が参加をされて、防災意識も年々高まってきていると理解をしております。

そこで、議員提案の非常持ち出し袋の全戸配布についてでございますが、これはまさに災害の際に住民の皆様方がそれぞれ個々に何が必要か、何が大事か、また、家族の状況によってそれぞれ考え方が違うわけでございますし、非常持ち出しに対する考え方もそれぞれで違っているわけでございます。さらに、既に準備をされている方々も多いと推察するところでございます。

そんなことで、災害に対する備えというものは、あてがわれて行うものではなくて、住民みずからが行うべきものと理解をしておりますので、村としては、非常持ち出し袋につきましては個々がそれぞれ対応してほしいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 関連したことを二、三質問しますが、当村においても、各区にこのたび防災倉庫、備蓄倉庫ですか、それを用意してもらって、立派なものを用意してもらって、今の話の中では、担架とかリヤカーとか、テント、毛布、非常用の移動式のかまどだとか、そういうものを配備するという話を聞いております。主は資機材を備蓄するというふうに思っておりますが、先ほど課長が申されたとおり、これ都会の関係でいきますと、直下型地震が来た場合は、自治体と企業が共同で3日分の食料を何とか企業にも備蓄させるというような話の中で、朝日村はこういう農山の村ですので、ある程度その時期によれば、災害来ちゃ行けないんですが、ある程度のは蓄えができていますし、先ほど課長の話のとおり、各家庭でもそういう意識が高まっているということも非常に今説明のとおりであるわけですが、ある程度各家庭というだけで、いろいろの資機材というものはそういうことで行政が用意してもらおうということですが、食料については大体最初の、大災害が来れば2日か3日というものが一応大事だということで、あとはある程度機関関係が動き出すというような話の中で、もし食料とかそういうものを行政としては今、現時点で考えることは、どの程度のそういうものを用意できるかどうかと。いや、あくまで行政はやらないで、個人個人でやれということか、その辺についてお聞きしたいと、こういうことです。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） 村の地域防災計画では、全人口の約5%分くらいを備蓄が望ましいということが記述されております。それで、村でも水やら、あるいは乾パン等々の食料品、それぞれ備蓄をしておりますけれども、それが果たしてその辺の水準に達しているかどうか、ちょっとまだ確認はできておりませんが、今年度、実は予算計上させていただいて、そういった非常時の食料品等につきまして備蓄の分をふやしていきたいなと思っておりますので、確認をしながらということになりますけれども、備えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） ちょっとこれも関連していることで、もう1点お聞きしますが、東日本大震災から1年半たち、東海沖から四国沖の南海トラフで起こる巨大地震、次の大災害に備える動きが広がっているわけですが、長野県でも企業が企業独自でもっていろいろの備蓄品とか、いろいろの備えを最近になって特に強化しているという話の中で、当村においても、企業がたくさん当村にも入っているわけですが、行政自治体と企業が共同して、避難場所の提供だとか食料の備蓄等についての協定を結ぶところも出ているわけです。

当村として今、現時点は、これは難しい問題かもしれないが、どのような考え方をしているかと。それはどういうことかということ、やはりこの集落に近いところに企業があるところもありますし、各集会所もあるし、大きい災害が来た場合、そこへ恐らく入り切らないと。農村広場、体育館もありますが、そういうことも考えますが、やはり各集落の近いところにそういう企業なんかがあるものですから、その点について、そういったことをやっている自治体もありますので、朝日村としてはどんな考えをしているかと、こういうことをお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） 避難所というような問題が大きいかと思いますが、現在の地域防災計画の中では、それぞれ1次避難場所、2次避難場所というのは明確にされております。確かに、それだけでいいのかということになりますけれども、今、地域防災計

画の見直しをしておりますので、その中でそういったことも含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 以上で、いろいろお聞きしましたが、私の質問をこれで終わりたいと思います。いろいろありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで塩原正由議員の質問は終わりました。

---

#### ◇ 武 田 栄 市 君

○議長（上條俊策君） 次に、2番、武田栄市君。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2番、武田栄市です。

私は今回、2つのことについてお聞きしたいということでもあります。

まず最初に、新規就農者の支援事業等についてということでもあります。

1つとしまして、ホスピタル朝日で農業研修を受けた研修生が、ことしから新規に農業を始めております。こうした新規就農者に対して、経営と生活の安定を図るために、村としてどのような支援体制をとっていくのかをまずお聞きしたいということでもあります。

また、国の青年就農給付金の事業を活用するためには、村では担い手の育成や農地の活用についての基本計画である人・農地プランを策定しなければならないとされておるわけですが、どのような内容で策定されているのか、また、策定されるのかもお聞きしたいということでもあります。

2つ目に、朝日村の農家も急速に高齢化が進んできております。こうした状況の中で、農業の後継者がいなくて、農業を離れる農家がここ数年のうちに多く出てくることを心配しております。こうした状況の中で、若い就農者が出てきたことは、朝日村の農業にとりまして明るい展望を抱かせるものがあると思っております。

こうした新規就農者や規模の拡大を目指す農業者に対して、基盤整備された畑かん施設を

備えた優良農地、離農等で耕作しなくなった農地でありますけれども——を要望に応じて紹介をしていくということは、これから特に私は重要になってくると思っております。

そういった意味で、役場の中に農地の貸し借り等の（農地利用集積円滑化業務）担当の専用の窓口を設け、こうした農地にかかわる情報収集と対応ができる体制をつくることができなにかということについてもお聞きしたいと思います。

3つ目としまして、農業委員会の農地にかかわる役割は、今後ますます重要になってくると思っております。農業委員会の事業の継続性は非常に重要で、任期3年で全委員が交代するという現在の状況を変えていく必要があるのではないかということではありますが、村のほうのお考えをお聞きしたいということではありますが、お願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） 武田議員の新規就農者の支援事業等につきまして、初めに新規就農者への支援についてでございますが、村としまして、意欲を持った新規就農者の皆さんには地域の担い手として、また、村全体の担い手として大変期待しているところでございますし、また、頼もしさも感じているところでございます。

支援としますと、村では現在、ホスピタル朝日等で研修をされてきた4人に対しまして、国の青年就農給付金の手続に入っているところでございます。今後も、国・県の制度の窓口として、村は支援をしていく考えでございます。

また、農業委員会としても、これまでどおり、農地の貸し借り等の相談に応じていくとお聞きをしております。また、営農支援センターとしても、相談の窓口として対応していく考えでございます。

続きまして、人・農地プランはどのような内容で策定されているかというご質問でございますが、人・農地プランは地域が抱える農業者の高齢化、それから遊休農地の増加といった人と農地の問題を解決するための未来の設計図、そんなふうに思っただけであれば結構かと思えます。

このプランは、地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体、これは農家とか農業法人が当たりますが、今後、その担い手をどうするのか、農地の集積をどうするのか、そのようなことを地域の合意形成をもとに計画を策定するものでございます。

また、プランに位置づけられました経営体には、青年就農給付金や農地集積協力金などの



国の支援策が適用されることとなります。しかし、単に給付金や協力金の交付目的にならないようにしていくことも必要だというふうに考えております。

続きまして、農地の貸し借りの担当窓口を設置したらどうかというご質問でございます。

現在、農地の貸し借りは、農地ホスピタル朝日も含めまして、個々で折衝してそれぞれ契約しているケースが多いかと思っております。その中で、貸し手、それから借り手が見つからない方も最近多くなっておりまして、農業委員会の相談もふえております。農業委員会は相談を受けると、その地区の担当委員が中心となって応じていただける農家を探すという、そんな農地の仲介役を行っております。

最近の話ですが、古見原に関しましては、畑かん施設のある畑を探してもらえないかという相談がございましたが、あいている畑がほとんどないというのが現状でございました。しかし、それ以外の農地につきましては、農業委員が声をかけて、ようやく貸借が成立すると、そんなケースもございます。

村としますと、今後も営農支援センター、また、農業委員会の事務局でその情報を管理する中、農業委員さんのお力をおかりして、農地の貸借の業務を進めてまいると考えてでございます。

続きまして、農業委員の継続性についてでございますが、今、答弁の中でもございましたが、農業委員の重要性が高まっているのも事実でございます。確かに、他市町村では何期も農業委員を行っている方がおります。ただ、農業委員は、公職選挙法によりまして、基本的には立候補によって選挙で選出されます。決して1期しかできないということはなっておりませんので、意欲を持った方には、議員さんが言われるように、立候補していただければありがたいと思いますが、それ以上村が特別に調整や立候補をお願いすることはできませんので、そんな点ご理解願いたいと思います。

なお、農業委員会には、選挙以外に農協、土地改良区、それから議会の推薦する学識経験者の枠がございます。そんな点を申し添えて、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 今、いろいろとお聞きしました。

それで、実は、ことしから新たに新規就農を始めた方にちょっとお話をお聞きしたんです

が、農地はある程度は確保しているけれども、なかなか十分というわけにいかないと、もっとやはり優良農地、やっぱり優良農地だと思います。基盤整備され、かん水施設のあるそういった農地をもっと借りたいと思っているけれども、なかなか借り入れというか、その情報もわからない。先ほど個々に当たったり、あるいは農業委員の方をお願いしたりということでもありますけれども、そこら辺のところはなかなかうまくいっていないと。それで、現在2人でやっているけれども、来年はもう1人ふえて3人でやりたいということになれば、もっと農地を借り入れたいと。ただ、農地なら何でもいいというわけじゃないんです、やっぱり。効率的とかいろいろ、葉菜をつくるということになれば、もうある程度は限られてくるということではありますが、やはりそういった窓口というか、今、個々はちょっとやはり情報収集というのはなかなか難しいと。農業委員会というお話もありました。確かに、農業委員会でもそういったお世話をしているということもあるようですが、どこか窓口があって、そこでそういった貸したい、借りたいという情報を整理して、そして紹介、あっせんしていくというふうなことができないものかなということ、私はお話を聞いていて思いました。

そこにちょっと書いたんですが、農地利用集積円滑化事業、これは農地利用集積円滑化団体がその事業をやるということになっておりまして、その団体というのは市町村とか農協とか、いろいろなれるようなんですが、そういったことで、村でそういった団体を担って、そういう窓口の設置ができないものかということ、そんなところでちょっとここへ書いてあるんですが、そこら辺のところをお聞きしたいということでもあります。

それから、農業委員ですが、確かに任期で終わりと、3年で終わりとという状況になっているんですが、やはりこういったいろいろ農地の問題がこれからますます出てくるということからすれば、少なくとも2期くらいやる方が出てきてもいいんじゃないかなというふうに私は思うわけでありまして。

やはり、そういった農地情報の継続性、積み上げ、それに対する対応策というものは、やはり委員が2期あるいは3期というふうになっていく中で、高められていくんじゃないかというふうに思うわけでありまして、公選委員ということになると、なかなか地域の実情もあって難しいところもあるかと思いますが、選任委員が何人かいるわけですが、そういった方について、やはり引き続いてお願いしていくということがまずできないかなというふうには私思うんですが、そんなところについてさらにお聞きしたいということですが、お願いします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） まず初めに、新規就農者の方が農地を探したけれども、なかなか見つからないという状況でございますが、先ほども申しましたように、古見原につきましては現状そのような状況があります。ただし、村全体を見ますと、例えば西洗馬原にしてもあいているところがありますので、やはりそれは農業委員にそれぞれ困られた方が相談に見えるケースが最近多くなっておりますので、その情報を農業委員会または農政の担当のほうでデータを集積する中、紹介をしていくという形が、やはりデータだけを提示するよりも効果があるかというふうに村のほうは考えております。

また、先ほど農業委員が2期と何期も続けていけば、やはり村の農業のためにいろいろな方面で知識を持ってできるということでございますが、先ほど申したとおりでありまして、ただ、その中で土地改良区、それから農協からの選出につきましては、やっぱり理事という立場が限定されてきておりますのでなかなか、理事の任期の期間はその職にありますが、それが外れてしまいますとやはり難しい面がございます。それから、学識経験者につきましては、これはまた別の問題ですので、議員の推薦等がございますので、またその中でご相談されればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 確かに、農業委員の任期というか、2期も3期もということなんですが、難しい面はあると思います。そうはいつでも、やっぱりそういった雰囲気づくりを、例えば農業委員会の事務局等につくっていくということも私は必要じゃないかと。難しいことは、確かにそのとおりであります。そういった農業委員のやはり役割の重要性ということから考えても、そういった形を少しでもつくっていくということでやっていただければというふうに思っております。

それから、農地の問題ですが、確かに優良農地は、これからは多分出てくるんじゃないかと、高齢化等でね。ただ、そのときにスムーズに新規就農者、あるいは規模拡大を目指す農業者に対して、紹介、あっせんしていくということは私は非常に重要だというふうに思っております。農業をやりたいといっても、農地がなかなかないということを知って、私もびっくりして、いや、それは優良農地ということでもありますからね。どこでもいいよということ

になれば、それはまた別だと思えますが。しかし、新規就農、あるいは優良農地ということになれば、なかなかどこでもいいよというわけにいかないわけであります。

しかし、新規就農者の支援給付金ですが、これは4人ということですね。どのぐらいの期間、金額、わかればお聞きしたいと思えます。

○議長（上條俊策君） 塩原課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） どうしても新規就農者に偏りがちなんですが、やはり朝日村には農業をされている方はたくさんいらっしゃいますので、特別扱いに農地をという形はなかなか、やっぱりそれぞれの農家の方も自分の農地を確保するために努力されておりますので、そんな点もご理解いただきたいと思えます。

それと、就農給付金の金額でございますが、今現在、あれは5年間の給付になっておりまして、就農されてから5年目を迎えられる方がいまして、この方は1年限りになってしまいます。それから、2年、3年となっております、ことし就農された方は5年間の年間150万というものが給付されるわけなんですが、ただし、その年に250万以上の収益が上がりますと、次の年には給付がもらえないということがございますので、皆さんがそれずうっともらえるかという保障はございません。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 今お聞きして、いろいろとありまして、確かに新規就農者だけじゃないわけで、規模拡大を目指す農業者に対しても、優良農地の供給をしていくということは非常に大事だと思います。現状は優良農地の遊休化しているところは全くないということで、これは素晴らしいことだと思います。

これからもやはり、現在はそうですが、高齢化で農業をやめたいという方が恐らくどんどん出てくるという状況になってくると思えますが、そういったときにやはりそれに対応できるような窓口と申しますか、体制というものをやはりきちっとつくっていく、準備していくということも私は大事だというふうに思っております。

このことについては、以上で質問を終わります。

○議長（上條俊策君） 武田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2問目であります、役場庁舎等の建設に伴う今後の財政運営についてということであります。

現在、役場庁舎建設に向けて、庁舎建設基本構想の策定が進められております。また、保育園の一元化に向けて、保育所のあり方検討委員会で保育所のあり方について検討をされております。さらにまた、かたくりの里の施設整備計画が検討されておりました、ここ数年の中で大規模な公共施設の建設等が行われる状況になってきております。

現在の朝日村の財政状況は健全な運営がされておりました、基金、借金、各財政指数ともに全く問題のない内容になっております。これは平成23年度の決算で明らかにされておるところであります。

しかしながら、これから予定されております公共施設への建設資金の投入は、十数億円を超える規模になると予想されます。村としましても、財政的に大きな負担になることは、これは避けがたいというふうに思うわけですが、こうした状況を踏まえて、今後の財政運営についてお聞きしたいということですが、お願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 武田議員の役場庁舎等の建設に伴います今後の財政運営はどうかということでございます。

議員ご質問のとおり今、今後は役場庁舎の問題、保育園、かたくりの里等、大型投資が目の前に迫っております。そこで、今後の財政運営につきましては、私は就任以来進めております「新しい感覚で朝日村をつくろう」の基本理念に基づきまして、引き続き無駄を排した効率的な行政運営を進めるために、行財政改革を含めた行財政運営を心がけてまいる所存でございます。

私は、今定例会冒頭の提案説明の際に申し上げておりますが、幾つかの大型投資を控え、事業推進に当たりましては、借金、いわゆる起債を極力抑え、ツケを次代に引き継がないための取り組みをしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 今、村長のお話と、それから議会の施政方針演説の中でそういったお話をお聞きしてまいりました。しかし、これからつくろうとしている施設は、50年、100年にわたって、やはりこれからの村づくりの中心になる施設だというふうに思っております。それだけに、基金もありますし、借金は少ないと、財政指数は非常にいいという状況ではありますが、ただいまのお話もありましたように、起債を極力抑えて、将来にツケを残さないということで、これはまさに安心して暮らせる村づくりということで、それは非常に重要なことだというふうに私は思っておりますし、そういった形で進めていってほしいわけですが。

しかしながら、これからつくる施設、先ほど申しましたが、50年、100年、これは将来に向けての財産になるわけでありまして、そこら辺のところは多少は借金をしながらも、きちっとしたものをつくっていくべきだというふうに私は思っております。現状の財政状況では非常に結構な内容になっておるわけで、そういった状況をこの事業をしながらも、さらに維持していくという形を努めていっていただきたいというふうに思っております。

これについては以上のことをお願いしながら、私の質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで武田栄市君の一般質問は終わりました。

それでは、これで休憩に入りたいと思います。

再開は1時ということでお願いしたいと思います。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

---

◇ 塩 原 龍 三 君

○議長（上條俊策君） 次に、3番、塩原龍三君。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 3番、塩原龍三です。

私は、人口増対策の一つとして、住宅に対しての助成をするよう質問いたします。

現在、朝日村は、中学3年生までの医療費の無料化、保育料の無料化、住宅リフォーム費用の補てんなどなどの人口対策をして成果を上げていると判断しております。

ここでもう一つ、新築住宅への助成、あるいは借り上げ型村営アパートの実現を提案いたします。

新築住宅への助成は、現に子供がいる、あるいは近い将来子供を産む予定がある人へ、新築の住宅建設の一部を助成するというものです。それから、借り上げ型村営アパートにつきましては、昨年、村長も同行されました議員視察で行った神奈川県清川村が実施している一戸建て住宅を事業者から村が15年契約で借り上げ、それを村が入居希望者に月額貸しをするというものです。私はそのアパート版を提案いたします。

いずれも条件は、子供が現にいる、あるいはこれから子供を設ける予定がある、そういう人にやるというものです。村長、いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の人口増対策としての中の住宅に対して助成をということでございます。

この議員ご提案の人口確保対策につきましては、新築への住宅及び借り上げ型村営住宅への取り組みという、今2点をご提案をいただきました。

まず、新築住宅、特に子供のいる家庭、それから若者の住宅にということでございますが、議員ご案内のとおり、本年3月の定例会、新年度の提案説明の中で、本年度は住宅リフォーム補助制度の創設を申し上げておりますが、その際、新築住宅につきましては村内産材、要は今もう朝日の村で建築材が幾らでも用意できるわけでありますので、この村内産材の利用を含めた研究、検討を今年度したいということで今、担当のところで勉強しているところでありますが、これにつきまして、どのような施策がいいのかはまだまだ見えておりません。

実は、住宅に関しては緊急性がありますし、村内産材を使うということ、これはやはり時間

がかかる。その辺をどう対応するかが、ちょっと私としてもまだ判断ができない分野でございまして、いずれにしましても、そういった対応は今後していく、そして人口増対策につながると、大きな目標がありますので、考えていきたいというように思っております。

また、今、議員の借り上げ型でございしますが、これを村民の皆さん、民の力で住宅を建て、それを村が補償して借りると、そしてそれを新しい子育ての皆様方に住んでいただくというものであります。これにつきましても、私、昨年視察をしました清川村は不交付団体、一切国から交付金をいただかなくて取り組んでいる、いわゆる非常に裕福な村でございしますが、私どものところは国からの交付金をいただかないとやっていけない交付団体でありますので、その辺の取り組みをどうするかも1つ大きな課題があるわけでありまして、その辺を含めて取り組んでまいりたいというように思っております。

いずれにしましても、今進めております空き家対策、空き家バンクだけでは十分でないことは十分私も承知をしておりますので、その辺につきましても、先ほどの斉藤議員の質問でも出ておりますが、新築に対する考え方、やはり私としても若者向けの住宅、これは対応しなきゃいけないなというように考えておりますが、まだまだそのいい方策、施策はちょっとまだ定まっておられませんけれども、研究、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原龍三議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 提案に対してごく前向きな回答をいただきましたので、満足でありますので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで塩原龍三君の一般質問は終わりました。

---

◇ 塩 原 操 君

○議長（上條俊策君） 次に、5番、塩原 操君。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 5番、塩原 操です。よろしく申し上げます。



村長も2期、2年目になります。大きな命題の一つであります村政の健全化におきましては、今日、実質公債費比率13%、ゼロという実績、しかし、お国からの交付税の減額という方向の中で、自主財源の一層の重要性が問われているのではないかと思います。

このような現状分析において、企業誘致は重要な施策と思われます。1つ、企業誘致と経済効果及び雇用について、質問事項に(1)とありますので、(1)村の活性化、また、自主財源の確保に企業の誘致は重要な施策、古見原工業団地のカンロさん、また、シバウラさん、そして原新田工業団地の東京堂さん、そしてこの東京堂さんによる増設工事、大変期待いたします。経済的効果と1人でも多くの村民の方の雇用を期待するところでございます。

以上について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、塩原議員の企業誘致と経済効果及び雇用についてお答えをさせていただきます。

企業誘致につきましては、議員申されますように、地域経済の活性化のため、また、雇用機会の確保・拡大、それに税収の増加などが挙げられ、どの自治体におきましても重要な施策と考えております。

特に、企業の設備投資が海外に向けられる昨今でございますが、カンロ株式会社の工場建設や株式会社東京堂さんの増設工事は村にとってありがたい話でありまして、特に雇用は住民の収入アップに直接つながりますし、村内の業者の方にとっても企業との新たな取引の可能性も考えられます。また、従業員の中からは村に住みたいという人も出るかもしれません。村としても、そんな活性化が図ればと期待しているものでございます。

なお、雇用の状況につきましては、カンロさんは松本工場で一括して毎年、新規採用の募集が行われております。また、東京堂さんは来春、10人ほどの作業員の募集を考えているというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 企業誘致等におきまして、経済的な価値と雇用の一層の確保をしてい

ただ努力をしていただきたい。そういった中で、ますますの村の活性化を期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原 操議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 2点目、ポリオの不活性化ワクチンの定期接種について。

1つ、この不活性化ワクチンは、今まで生ワクチンが投与されていたわけですが、この9月から実施されるわけです。村のほうでも、100万ちょっとですか、予算化されておりますが、1人一般的には5,400円掛ける4回というようなそういう数字で、朝日村では大体18人くらいというような形の中で予算を組まれたというようなことをお聞きしておりますが、何ていいますか、できましたら、その不活性化ワクチン導入になった経緯等について、簡単に結構でございますが、ひとつお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） ポリオの不活性化ワクチン接種が9月より実施されるが、その経緯についてという質問でございますけれども、ポリオの予防接種は定期の予防接種と位置づけられておりまして、今までは経口生ワクチンで行われておりました。

生ワクチンは、病気を起こさない程度に病原性を弱めたものでありますが、本物の生きたポリオウイルスがワクチンの中に入っているため、一定の割合で接種を受けた子供にポリオが発生することがありました。また、接種後、子供の便にウイルスがまじることから、子供の世話をしている人への二次感染も懸念されておりました。このようなリスクをなくすため研究が進められておりましたが、今回、不活性化ワクチンが認可され、9月からポリオの予防接種は不活性化ワクチンに統一されました。

不活性化ワクチンは、ウイルスを殺してばらばらにして、免疫をつけるのに必要な部分のみを集めたもので、感染して病気を引き起こす危険性はありませんし、皮下注射により行いますので、二次感染の心配もありません。経口生ワクチンの接種は年2回、集団という形をとっておりましたけれども、不活性化ワクチンは皮下注射ですので、今後は個別接種となります。

それに伴いまして今回、補正予算で予算の組み替え、増額をお願いしてあるところでございます。

なお、村内の該当者には、保健師が個別に接種計画の相談に応じており、混乱のないように対応しております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原委員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 今、お答えいただきましたように、今までの生ワクチン、リスクが大きかったわけです。新しくお金はかかりますけれども、不活性ワクチンによることによる恩恵は非常に大かと思われれます。ただ、願わくは、お国のほうから助成をいただきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 答弁はいいですね。

○5番（塩原 操君） はい、ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） それでは、塩原 操議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 3点目、公共建築物の非構造部材の耐震化対策について、ここでいいます非構造部材とは天井や照明、窓などを指します。当村の公共建築物の非構造部材、今説明いたしましたように、天井や照明、窓ガラス等についての耐震化対策についてお伺いをいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

柳沢総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） それでは、塩原 操議員の3問目の質問でございますが、非構造部材の耐震化ということでございますが、まずこれは建築基準法の施行令第39条におきまして、「地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。」と規定をされております。しかし、具体的な基準につきましては、法令上明確に示されてはおりません。

そこで、議員の質問の耐震化対策ということでございますけれども、村では平成21年度から、国の経済対策で取り組んでまいりました公共施設の維持補修工事の中で、落下のおそれのある外壁等の工事につきましては手をつけて行ってきております。そのほか、天井だとか照明、窓ガラス等につきましては、その安全度につきましては目視、目で確認をしながら現況の安全度を確認をしてきているという、そんな実態でございます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

○5番（塩原 操君） 質問ありません。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） 塩原 操議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 4問目、鉢盛山登山道新ルート開設の進捗状況について質問をいたしたいと思います。

ボランティアによる鉢盛登山道の新ルートの開設という、なかなか今まで、鉢盛登山が当村からの従来の登山道が崩落等によって、3年くらいになりますか、できなかった。他町村のほうで鉢盛山云々というようなことを聞くたびに、何ていいますか、恥ずかしい話ですが、頭にきておりました。しかし、行政サイドにおきましても、もちろん村長以下、また、職員の方もボランティアという、新道開設におけるボランティア作業に大勢の方々に加わっていただき、新道がこの2日前でしたか、3日前ですかね、開通いたしました。本当にうれしい限りでございます。

以上について若干お聞きできたらと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、4番目の鉢盛山登山道開設の進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

鉢盛山登山道の開設につきましては、塩原議員を初めとしまして大勢の議員の皆様からボランティアとしてご参加をいただき、大変ありがたく思っております。おかげさまで、議員ご承知のとおり、今月の16日の作業によりまして、小滝沢手前から松本市波田の村境尾根までの標高差約400メートル、距離で約1.2キロが新しく登山道として開設されました。

村としますと、早速ことしは村民、また、登山の開設にかかわっていただいた方によります記念登山を計画したいと考えております。一般の方の登山につきましては、来年6月以降を予定したいと思っております。

なお、村では、登山道につきましては、今後も登りやすい登山道とするため、随時手直しを行っていく考えでおりますので、そのときにはまた皆様からお手伝いをいただければというように思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ございますか。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 何と云ったらいいんだろう。海拔2,200メートルになりますか、そこまではね。とにかく、林道も、林道から見る眺望、これもまたいいですよ。それから、新しく開設されました登山道、もちろんまだまだなかなかそんなにしっかりとというわけにはいかないかと思うんですが、ナナカマド、それからシラカバ、それがあんまり今のところ大きくないんですよ。だから、眺望が極めていいですね。事によると今が一番いいかもしれないです。ぜひ皆さん、大変だと思いますが、一度行って見てください。

せんだって、小学校の生徒さん、それから父兄の親御さんも参加してくださいました。私なんかは年寄りですので、作業でも大して役に立ちませんでしたけれども、頭数だけでもにぎやかかと思って、一応1日は休みましたけれども、一応何ですかね、年寄りの冷や水というような面もあったんですが、何とか先ほど言われましたように、ドクターヘリのご厄介にもならず、救急車のお世話にならず、一応5回のボランティアでしたかね、6回ですかね、それに参加させていただきました。本当にありがたいことだったと思います。

先ほども言われましたように、よそへ行って、やい、今度の新ルートはいいぞというような形で、私はセミプロといいますか、そういう方々も上がっていただくのはうれしいんですが、1人でも多くの方がそこに上がっていただけたらなんて、これからも思います。行政サイドにおきましてはひとつ、これから大変かと思われそうですが、ひとつ朝日村の鉢盛でございます。ひとつよろしく願います。

質問終わり。

○議長（上條俊策君） これで塩原 操君の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（上條俊策君） 次に、6番、林 邦宏君。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏。

私は、2問について質問いたします。

1問目は、ことしの3月に定例議会で質問したその進捗状況にかかわる質問になっております。

大尾沢の水源林保全について。

外国資本による水源林買収が我が国に及び、国政では超党派の国会議員が水循環基本法の法案提出にこぎつけたが、国会審議が停滞した影響で法案は成立されない状況でした。

森林買収が集中している北海道は4月1日から、昨年44ヘクタールの山林が外資に買収された群馬県では、水源地区保全条例が7月1日から施行され、新たなルールで水源の保全が図られている。当県では、水資源の保全に関する制度創設の条件が阿部知事から長野県の環境審議会に諮問され、審議内容が検討されているようです。

朝日村簡易水道では、大尾沢湧水を優先使用するための施設整備費6,700万円を投じ、村民に安全でおいしい水道水の給水が実現されました。

そこで伺います。水源林の保全にかかわる制度づくりの方針、進捗状況等です。具体的には、森林に関する制度導入、それから山林所有者への対応で水道料金等の優遇措置についてなんですけれども。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） 林議員の大尾沢の水源林保全についてお答えをさせていただきます。

水源林保全に係る制度のづくりの方針、進捗状況でございます。

国では昨年、森林法を改正しまして、森林の所有権移転の事後の届け出を義務づけしたところでございますが、買収を未然に防ぐためには、決して十分な措置とは言われておりません。

そこで、長野県では、今後、水源地周辺の土地取引に事前に届け出を義務づける制度を創設し、議員申されますように、外国資本を含め、水源地に影響を及ぼすような森林買収に備えたいとしております。あわせて、県では、水資源及びこれを涵養する水源林を県民共通の貴重な財産として、公的な管理のもとで持続的な保全を図ることが必要であると、現在その内容を環境審議会に諮問しております。

また、市町村におきましても、ことし6月には松本盆地の地下水の保全や利活用を話し合うアルプス地域地下水保全対策協議会が中信地区の11市村——朝日村も加入しております——によりまして組織され、主に地下水の実態調査や地下水のくみ上げを規制するための条例づくりに取り組みたいとしております。

また、これにあわせて、地方事務所の環境課が主体となりまして、アルプス地域地下水保全対策協議会の先ほどのメンバーでございますが、同じメンバーによりまして水源林保全研究検討会を開催をしております。この検討会は、先ほどの地下水以外の水源林の保全をどのようにしていくかという研究する検討会でございます。

村としますと、このように水源林の保全対策、また、制度につきましては、一自治体で取り組むのではなくて、県も含めまして、広域的な組織の中で連携をとりながら進めるべきで、そんなふうに考えております。

続きまして、森林所有者への対応、水道料金等の優遇措置をしたらどうかというご意見でございます。

大尾沢の森林所有者の皆様には、日ごろからそれぞれの山の手入れをしていただいているところでありまして、村の大事な水道の水源地としてよい環境が保たれていることに感謝しているところでございます。

質問では、そのような皆様に水道料金の優遇してはどうかということでございますが、水道事業につきましては、受益者負担の原則に沿って事業が運営されております。また、水道法の中でも、特定の者に対し差別的な取り扱いをするものではないとして、負担の公平性を求めております。さらに、村の水源地は、大尾沢以外にも御馬越、それから舟ヶ沢、外山沢にも優遇する土地がありますので、その優遇する土地を特定することは極めて難しい状況でございます。

そのような見解から、料金の優遇をするべきではないというふうに考えております。また、森林を所有する大尾沢愛護会の皆様からは、私ども春に水神祭で懇談をさせていただいておりますが、皆様からそのようなお話を聞いたことがございません。また、皆様もそのような

ことは望んでいるというふうには思っておりません。

村としますと、森林整備のお手伝いや林道の管理は今後も行っていく考えでございます。そんな面で協力していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、私の聞いたかったのは、私、3月の時点でいろいろの質問を出してきたんですけども、いずれにしましても、水源林が個人所有であって、なおかつ個人所有の山林であれば、各人の私権があるわけなんですね。だから、それに対して、現在は協力していただいているというような背景で、それに対してやはり誠意のあるところを見せてやるのも行政の一つじゃないかなと。今後、どういう形で、この水源林140ヘクタールあるというふうに伺っておりますけれども、それを維持するためにはやはりそれ相応の村の熱意と意のあるところを示していかななくては、有権者のという、地権者の人たちの気持ちは得られないんじゃないかなと。

先ほどの水神祭等でそういう意見は出ておらなかったというような話を聞いていますけれども、やはりその辺は、そういう公共の、今後どういうふうにそれを持っていくか、保安林にするか、公有林にするか、それとも契約とか協定を結んでやるのか、その辺についてはまだご説明ございませんけれども、いずれにしても、やはり県の方針なり、大きな団体のほうの方針をまつでなくて、やはり朝日独自のそういう物の考え方があってもいいんじゃないかなというようなことでこんな質問をしております。

そんなことで、そういう今後発生すると思われるもろもろの交渉の中で、やはり村の意のあるところを、地権者の人たちから理解していただくためにも、やはりそういう行為というのは必要じゃないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） まず、水源地の保全に対しまして、村の考えとしますと、国の法律が決まりました。それで、それに対して、県の条例でこれから水源地の確保等いろいろ定められてくると思います。それを待ちながら、村としての方向を示していくのが順序



として、また、確実な方法として選択すべき道というふうに担当としては思っております。

また、大尾沢林道愛護会の皆様には、日ごろから管理をしていただいているわけなんですが、皆様の気持ちは、非常に何かを求めるところは全く我々そんなところは受けなくて、気持ちよく水源地として村に水を提供していただいていると、そんな意のところを我々は酌んでいくというんですか、受けていきたいというふうに私としては考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしても、地権者の人たちの善意にすがっているというような、そういう形なんですけれども、それで推移していただければ一番ありがたいことなんですけれども、やはりこういう時代ですし、ますます高齢化とか、これから山林資源がどのように展開していくかわかりませんが、そういうところに投機筋とかそういう方が、そういう状況ができたとき、そういう状態が維持できるかということに関しては、私も非常に心配の種なんです。

そんなことで、やはり有事があってから事を考えるんでなくて、やはりもろもろの分野からもろもろ検討しておいたほうがベターじゃないかなということでこの質問はいたしました。

そういうことであれば、私は一応この質問については以上です。

○議長（上條俊策君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 2問目は、有害鳥獣駆除に対応してということで、地球温暖化とかもろもろの条件、里山の環境も悪化とかもろもろで、有害鳥獣にとっては非常に生息しやすいような環境になっているというようなことで、非常に個体数が増加しているということも事実です。それに対して、やはり村としては相応の対応されて現在、有害鳥獣の防護さくを設置されて、最終的には20キロぐらいの防護さくを施工するというところで現在取り組んでいるわけですね。

そして、片やそれに取り組んだ、有害防護さくをやったことによって、今まで全然無関係であった箇所有害鳥獣が出没していくというようなことも現実として起こっておりまして、いろいろな背景から見まして、どうしても有害鳥獣の個体を防除しなければどうにもならないというのも現実ですね。

先ほども三村議員のほうの質問からもいろいろ答弁をお聞きしておりますけれども、やはりこのままでいくと、猟友会のメンバーの方が少人数で、なおかつ高齢化、そして新規に入ってくるというのか、新しい方の加入がなかなか得られないというような形で、やはり魅力のあるような猟友会にするためには、それ相応の援護が必要じゃないかなと。

先ほど、委託料として村が35万、それからJAさんのほうで35万で、70万の委託料を提供しながら対応しているというような話をされておりましたけれども、それによって、現実としてその成果が出ているかという、それはそれでとして、やはりさらなる意欲喚起を起こさないと現状には対応できないんじゃないかなということ、こういう質問いたします。

再質問になりますけれども、有害鳥獣の捕獲・駆除に対する奨励金、これは東筑摩郡では坂北村とか、それから生坂、それから麻績村、この辺は出ております。それで、特に生坂村あたりには、先ほど言われました委託金も出しながら、なおかつそれぞれの有害鳥獣に対しては報奨金を出しております。例えば、シカについては1頭5,000円、それからイノシシに関しては4,000円とか、猿には5,000円とかというような形で援助しながら対応していると。

それで、場合によっては、やはり狩猟免許を持っておられる方の援助も、免許証の維持管理、そういう面とか、それからあと捕獲わなの補修にまつわる費用、購入費用とかそういうようなことも面倒を見ているというようなことで、それなりの対応してそれなりきの成果を上げるような形で支援しているというようなことで、その辺については、先ほどの額の中で対応するという表現もありましたけれども、その辺を再度ご検討される意思があるかどうかということでお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） 2問目の有害鳥獣駆除の対応についてでございます。

この件につきましては、三村議員からのご質問があり、重複する部分もございますが、お答えをさせていただきます。

有害捕獲・駆除に対する奨励金ということでございますが、先ほどもちょっと答弁の中で触れさせていただきました。隣接する市では、当村のような鳥獣侵入防止さく、フェンスの設置はやはり延長がかなりの距離になるということ、そんなことがございまして、市や地元の負担が大きくなるということ、そんなことで市のほうでは常時見回りをする狩猟者を設

置したり、奨励金によりまして捕獲数の増を図る、そんな対策をしております。

これに対しまして、朝日村は鳥獣侵入防止さく、フェンスの設置によりまして物理的に侵入を減らすというもので、そんな対策をしております。この事業を進めていきますと、先ほども申しましたが、猟友会の皆様の負担も少しずつ軽減されていくのではないかというふうを考えております。今現在、確かに今まで以上に出ているようなところもございまして、猟友会の皆さんには大変ご苦勞をかけているところもございしますが、もうしばらくお願いをする考えでございます。

村としますと、駆除の奨励金制度は設けずに、これまでどおり委託契約の金額でお願いをさせていただきたいというように思っております。

それから、狩猟免許維持に関する補助金でございしますが、近年、高齢によりまして猟銃の免許を更新せずに、狩猟をやめる方もふえていると聞いております。また一方、新しく狩猟の免許を取られる方は減少しているようでございます。これには年間の維持費が高いのも原因の一つであるというふうにも、そんな点もあるようであります。

狩猟する皆さんは、村からお願いしております鳥獣被害対策の業務を行わなくても、狩猟するための免許の更新や維持のためには費用はかかるというふうにも思っております。だとしますと、毎年お支払いをしている委託料の中にそのような費用も含めて、皆様にお支払いをしている状況でございします。改めて補助金をお支払いすることは、現時点では考えておりません。

なお、鳥獣被害の期間中は、わな等の部材の提供、これは村が行い、猟友会の負担軽減を図っているところもございします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） わなに関する話なんですけれども、現在、先ほどの三村議員のときの説明では、8人ほど取得されているというようなことで、やはりわなの機能を発揮させるためにはそれ相応の技能なり経験も要するというようなことで、これに対してはやはり先輩というのか、経験を積んだ方が適切な指導もしくはそれをやって、やはりわなの機能を発揮できるような、そういう体制を充実していかなければいけないんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺の後進の育成というんですか、免許を取ればそれでいいというもんじ

やなくて、やはりいかに捕獲の能力を上げるか、また、もしくはそういうものに対する見識を深めていくかということに対しては教育が必要じゃないかなと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） 新しく免許、わなの免許を取られた方の教育の関係でございますが、今現在、わなの免許はほとんどイノシシだと思います。先ほど三村議員のときも少し触れさせてもらいましたが、非常に用心深い動物でして、わなをかけたところを、かけたわなを掘り返してしまうというのが一般的に、普通にかけますとそういう状況になってしまいます。それで、経験の豊かな皆さんによりまして、わなのかけ方をその場所その場所によりまして工夫をしてかけております。今現在も、新しい取得者に対しまして、先輩、経験の猟友会の方が指導をしております。

村としますと、この指導につきましては猟友会の皆さんにお任せをしていくと、そんな考えでございます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしましても、現状、昨年の実績からいくと、私もたまたま猟友会の方からいろいろお話を聞いていますと、やはり知恵比べだということで、それに対しては相当の意欲と忍耐力が必要で、それに対して意欲的な対応ができるかどうかというのが一つの課題で、高齢化であり、それから当然そういう業務をするためには、頻繁に設置したわなの場所に行ってみたりというようなことで、非常に仕事を持ちながら対応する、そういうことでご苦勞をされているんじゃないかなというふうに思います。

結局、そういう苦勞がなかなか達成感につながらないというところにも、やはり停滞感があるように私も受けとめております。そんなようなことで、これに対しては、これ要望になりますけれども、やはり行政と、それから猟友会の方、場合によるとそこに議員さん、議会も交えて、三者によるそういう懇談会を持って、よりいい方向に、今後の有害鳥獣の個体の撲滅のために、そういう場を設けて対応していくのがよかろうかと思っておりますけれども、これ

は提案ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（上條俊策君） これで林 邦宏君の意一般質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終了いたしました。大変ご苦勞さまでした。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時51分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第3回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成24年9月21日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 常任委員長の報告

第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決

第5 議案第48号から議案第59号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

第6 発議第5号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書について

第7 発議第6号 長野県独自の30人規模(35人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自に教職員配置増を求める意見書について

第8 発議第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

第9 議案提案説明

第10 発議第5号から発議第7号の質疑、討論、採決

第11 議員派遣について

第12 閉会中の継続調査の申し出について

---

出席議員(10名)

1番 中村賢郎君

2番 武田栄市君

3番 塩原龍三君

5番 塩原操君

6番 林邦宏君

7番 三村清君

8番 斉藤勝則君

9番 高橋廣美君

10番 塩原正由君

11番 上條俊策君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	下田幸子君
総務課長兼 会計管理者	柳沢正喜君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	塩原忠男君	会計課長	筒井貞子君
教育次長	高山義教君	総務課 長補佐	上條晴彦君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君



開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により

8番 齊藤勝則君

9番 高橋廣美君

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

## ◎常任委員長の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、中村賢郎君。

〔総務産業常任委員会委員長 中村賢郎君登壇〕

○総務産業常任委員長（中村賢郎君） それでは、総務産業常任委員会での請願、陳情審査の結果について、委員長報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告をいたします。

委員会は9月13日に開催をし、慎重審査の結果、陳情第6号 家族従業員の「働き分」を認めるための「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書については、反対が3、賛成1で不採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、家族従業員の働き分については、白色申告から青色申告にすれば所得控除の特典も多く、この陳情の趣旨を反映できるので、所得税法56条の廃止を求めなくてもできると判断したものでございます。

次に、陳情第7号 地球温暖化対策に関する地方財源を確保、充実する仕組みの構築を求める意見書採択を求める陳情書は、全員一致をもって採択となりました。

審査の主な経過は、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与し、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施する取り組みに財源を確保、充実する仕組みづくりに早急に構築されるべきものと判断したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（上條俊策君） 社会文教常任委員会委員長、林 邦宏君。

〔社会文教常任委員会委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員長（林 邦宏君） それでは、社会文教常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

委員会は9月13日に開催し、慎重審査の結果、請願第2号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願、請願第3号 長野県独自の30人規模（35人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願ともに、賛成多数をもって採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、朝日小学校では全学級、鉢盛中学では2学年まで30人、(35人)学級が既に実施されておりますが、一人一人に行き届いた教育をするためにも、定数内臨時採用の解消と教職員定数増を求めたいとしたものです。

以上、報告といたします。

---

### ◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第4、これから社会文教常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

請願第2号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号 長野県独自の30人規模（35人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、総務産業常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第6号 家族従業者の「働き分」を認めるための「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎議案第48号から議案第59号までの質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第5、議案第48号から議案第59号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第48号 松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成23年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第49号は認定されました。

次に、議案第50号 平成23年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は認定されました。

次に、議案第51号 平成23年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は認定されました。

次に、議案第52号 平成23年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は認定されました。

次に、議案第53号 平成23年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は認定されました。

次に、議案第54号 平成23年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は認定されました。

次に、議案第55号 平成23年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定  
についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は認定されました。

次に、議案第56号 平成23年度塩尻・朝日衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定につ  
いてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は認定されました。

次に、議案第57号 平成24年度朝日村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成24年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成24年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎追加議案 発議第5号から発議第7号までの上程

○議長（上條俊策君） 日程第6、発議第5号から日程第8、発議第7号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第9、この際、お諮りいたします。発議第5号から発議第7号までの議案提案説明については、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号から発議第7号までについては、提案理由の説明を省略することに決定しました。

---

◎発議第5号から発議第7号までの質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第10、発議第5号から発議第7号までの議案について質疑、討論、採決を行います。

発議第5号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 長野県独自の30人規模（35人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自に教職員配置増を求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択を求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長（上條俊策君） 日程第11、議員派遣の件についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第120条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上條俊策君） 日程第12、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査にすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

---

◎村長あいさつ

○議長（上條俊策君） ここで、村長から、あいさつしたい旨申し出がありましたので、これを許可します。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る6日に開会をしました今定例会も、本日を持ちまして閉会となるわけでございます。議員の皆様方におかれましては、16日間に及ぶ会期中、前年度決算審査及び予算等の承認につきまして、議員の皆様方におかれましては熱心にご審議を賜りまして、それぞれ原案どおり決定をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

特に、平成23年度の決算におきましては、おかげさまで議員の皆様を初め、村民の皆様のご協力及び職員の努力によりまして、昨年度に引き続き各種事業を実施しながら、財政の健全化を着実に進めることができました。改めまして村民の皆様にご感謝の意を表すものでござ

ございます。

また、今定例会冒頭の提案説明で申し上げておりましたが、稲作の収穫期を迎えまして、当朝日村の米の放射性物質調査の分析結果が10日の日に発表をされました。検査の結果につきましては、朝日村産は不検出ということでございまして、安全性が確認をされたものでございまして、出荷の自粛は解除となりました。

そのほか、今定例会におきまして、議員の皆様からいただきました村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては今後、検討、研究をさせていただき、懸案となっております事項につきましては、精力的に取り組んでまいる所存でございます。

終わりに当たり、彼岸を迎えましたが、記録的な暑さが続いておりまして、議員の皆様方には健康に十分ご留意をいただき、村政発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成24年第3回朝日村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時29分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成二十四年 第三回〔九月〕定例会

朝日村議会会議録

平成二十四年 第三回〔九月〕定例会

朝日村議会会議録